1. 平成22年第8回郡上市議会定例会議事日程(第1日)

平成22年12月6日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第172号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第173号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について
- 日程 5 議案第174号 大和ふれあいの家(集団宿泊研修施設)の設置及び管理に関する条例 を廃止する条例について
- 日程 6 議案第175号 郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第176号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例について
- 日程8 議案第177号 平成22年度郡上市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程9 議案第178号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程10 議案第179号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程11 議案第180号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程12 議案第181号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程13 議案第182号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程14 議会第183号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)に ついて
- 日程15 議案第184号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)について
- 日程16 議案第185号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計補正予算(第3号)について
- 日程17 議案第186号 平成22年度郡上市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程18 議案第187号 平成22年度郡上市病院事業等会計補正予算(第1号)について
- 日程19 議案第188号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程20 議案第189号 訴えの提起について(市営住宅明渡し等請求)
- 日程21 議案第190号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程22 議案第191号 工事委託協定の締結について(長良川鉄道第1白鳥踏切移設拡幅工事 委託業務)

日程23 議案第192号 財産の無償譲渡について(中西地区コミュニティ消防センター敷地)

日程24 議案第193号 財産の無償譲渡について (旧黒古コミュニティセンター)

日程25 議案第194号 市道路線の認定について

日程26 議報告第19号 諸般の報告について (議員派遣報告)

日程27 議報告第20号 諸般の報告について (例月出納検査結果 [平成22年7月・8月・9月

分一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計等〕)

2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(19名)

	1番	田	中	康	久		2番	森		喜	人
	3番	田	代	はつ	つ江		4番	野	田	龍	雄
	6番	Щ	下		明		7番	Щ	田	忠	平
	8番	村	瀬	弥治	台郎		9番	古	JII	文	雄
1	0番	清	水	正	照	1	1番	上	田	謙	市
1	2番	武	藤	忠	樹	1	3番	尾	村	忠	雄
1	4番	渡	辺	友	Ξ	1	5番	清	水	敏	夫
1	6番	Ш	嶋		稔	1	7番	池	田	喜力	息
1	8番	森	藤	雅	毅	1	9番	美名	添		生
2	0番	田	中	和	幸						

4. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

5番 鷲 見 馨 21番 金 子 智 孝

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日	置	敏	明	副	Ī	Ħ	長	鈴	木	俊	幸
教 育 县	青	木		修	市	長力	全全	長	田	中	義	久
総務部長	. Ш	田	訓	男	市巨	尺環	境剖	長	大	林	茂	夫
健康福祉部長	布	田	孝	文	農材	木水	産剖	長	服	部	正	光
商工観光部長	蓑	島	由	実	建	設	部	長	井	上	保	彦
水道部長	木	下	好	3 15	教	育	次	長	常	亚		毅

会計管理者 山下正則 消防長 川島和美

郡上市民病院 国保白鳥病院

事務局長猪島敦事務局長日置良一

郡上偕楽園長 牛丸 寛 司 代表監査委員 齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 池 場 康 晴 議会総務課長 羽田野 利 郎

議会事務局

議会総務課長 河 合 保 隆

補 佐

◎開会及び開議の宣告

○議長(池田喜八郎君) おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。また、 日置市長初め理事者側におかれましても、全員の御出席をいただいております。御苦労さまで ございます。

朝晩大変寒くなってまいりました。健康には御留意いただきまして、慎重な御審議をいただきたいと思います。

ただいまから平成22年第8回郡上市議会定例会を開会いたします。

本定例会は議案23件、報告2件であります。どうかよろしく御協力のほどお願いをいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。本日の欠席議員は、12番 武藤忠樹君、21番 金子 智孝君であります。遅参議員は、5番 鷲見馨君であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

なお、報道機関から写真撮影の申し込みがありましたので、許可をしてあります。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(池田喜八郎君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には20番 田中和幸君、1番 田中康久君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(池田喜八郎君) 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月29日の議会運営委員会において御協議をいただい ております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月6日から12月21日までの16日間 といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月6日から12 月21日までの16日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席をいただき、まことにありがと うございます。

◎市長あいさつ

- ○議長(池田喜八郎君) 開会に当たり、ここで日置市長よりごあいさつをお願いいたします。 日置市長。
- **〇市長(日置敏明君)** おはようございます。

平成22年第8回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつ並びに提案説明を申し上げたいと存じます。

本日、平成22年第8回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集を いただき、まことにありがとうございます。

さて、提出議案の説明に先立ちまして、二つほど御報告を申し上げたいと存じます。

一つは、一昨日、12月4日の土曜日、本議場におきまして中学生とのふれあい懇談会を行いました。市内9校18名の中学生と、少子・高齢化の進むふるさと郡上市をどのようにして活性化するかをめぐって意見を交換いたしました。大変若者らしい斬新な提案などもあり、有意義な懇談を行うことができたと考えております。

二つ目には、昨日、12月5日日曜日に開催をいたしました平成22年度の白山文化フォーラムには、議員各位並びに多くの市民の皆様方に御参加をいただき、開催することができました。「白山文化と盆踊り」というようなテーマで行ったわけでございますが、郷土に伝わる盆踊りや掛け踊りといったような伝統芸能につきまして、一層の理解を深める機会となったと考えておるところでございます。あわせて、式典におきましては、個人17名、団体1団体の市政功労者の表彰を行いましたので、このことも御報告を申し上げたいと存じます。

それでは、今定例会に提案をいたしました議案、内容は人事案件1件、条例改正4件、補正 予算11件、指定管理者の指定1件、その他6件でございますが、その概要を申し上げます。

初めに議案第172号は、人権擁護委員の任期満了に伴う再任についての意見を求めるものであります。

次に条例改正関係でありますけれども、4件ございます。

議案第173号は、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部 改正であります。加入権を取得しないでケーブルテレビを視聴できるよう新たな放送サービス を提供するため、並びに多チャンネル放送サービスを民間業者に委託して行うため、所要の改 正を行うものであります。

議案第174号は、大和ふれあいの家(集団宿泊研修施設)の設置及び管理に関する条例の廃

止であります。大和ふれあいの家の用途を廃止し、普通財産として管理を行うため、条例廃止 を行うものであります。

議案第175号は、郡上市体育施設条例の一部改正でありますが、大和大間見水泳プール、大和東弥水泳プール及び高鷲子どもプールを廃止するため、改正するものであります。

次に議案第176号は、郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。白鳥中学校建設に伴い、合併記念公園内のグリーン球場及び市民第2テニスコートを廃止するため、並びに市民総合運動広場の照明施設設置に伴いその使用料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして議案第177号から議案第187号までは、平成22年度郡上市一般会計補正予算を初め として、合計11会計における予算の補正をお願いするものでございます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしまして、歳出では、生活保護扶助経費2,300万円、予防接種事業2,948万7,000円、公共林道整備事業8,001万円、辺地対策道路整備事業3,206万円、地域活力基盤創造交付金整備事業3,593万円の増額及びまちづくり交付金事業1,680万円の減額などであります。そのほか、さきの臨時議会で議決をいただきました職員給与等の減額改定等に伴う人件費につきまして、所要の増減の整理を行うものであります。

一方、歳入では、ただいま申し上げましたような歳出の財源として、国の生活保護費負担金 1,725万円、地域活力基盤創造交付金2,400万円、公共林道整備事業補助金4,800万6,000円、市 債5,000万円の増額が主なものであります。

以上、歳入歳出それぞれ1億8,818万4,000円の追加補正をお願いするものであります。

そのほか、一般会計以外の特別会計、公営企業会計につきましても、年度の進行等に伴う事業の確定、それから、ただいま申し上げました人事院勧告や職員異動による人件費の増減等により、それぞれ所要の補正を行うものであります。

次に議案第188号は、郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてであります。 地方自治法第244条の2第6項の規定により、郡上市総合スポーツセンターを指定管理することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第189号は、市営住宅明け渡し等の請求に係る訴えの提起についてであります。市営小野住宅の入居者の死去に伴い、住宅の明け渡し及び増築建物の撤去について訴えを提起するものであります。

議案第190号は、和解及び損害賠償額の決定についてであります。昨年9月に発生いたしました公用車の交通事故につき、相手方と示談により損害を賠償しようとするものであります。

議案第191号は、長良川鉄道第1白鳥踏切移設拡幅工事委託業務に係る工事委託協定を長良 川鉄道と締結しようとするものであります。 議案第192号は、財産の無償譲渡についてでありますが、土地の効率活用及び自治組織の活性化を図るため、中西地区コミュニティ消防センター敷地を中西自治会に無償譲渡しようとするものであります。

同じく議案第193号も財産の無償譲渡についてでありますが、建物の効率活用及び障がい者 福祉の増進を図るため、旧黒古コミュニティセンターを社会福祉法人ぶなの木福祉会に無償譲 渡しようとするものであります。

議案第194号は、市道路線の認定についてでありますけれども、道路新設に伴い、白鳥地域の長藤線1路線を市道認定しようとするものであります。

以上が本定例会に提案をいたしました議案の概要でございます。議案の詳細につきましては、 議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決を賜 りますようお願い申し上げます。

なお、先週閉会になりましたさきの国会で成立をいたしました国の補正予算による地域活性 化交付金等に対応した予算につきましては、対象事業等の詳細がなかなかわからず、今議会の 当初提案には至りませんでしたが、可能な限り、今会期中に追加提案をしたいと考えておりま すので、よろしくお願いをいたします。

以上申し上げまして、ごあいさつ並びに議案の提案説明とさせていただきます。よろしくお 願いをいたします。ありがとうございます。

○議長(池田喜八郎君) ありがとうございました。

◎議案第172号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程3、議案第172号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

大林市民環境部長。

〇市民環境部長(大林茂夫君) おはようございます。

それでは、議案第172号を説明させていただきます。

議案第172号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

住所が郡上市高鷲町大鷲2382番地、氏名が林幸男さんでございます。生年月日が昭和15年4月7日でございます。

この案件につきましては、現委員である林幸男さんが来年の3月31日をもって任期満了とな

りますので、再任について議会の意見を求めるものでございます。

任期につきましては3年ということで、23年4月1日から26年3月31日まででございます。 委員歴におきましては、平成17年4月から2期6年で今までやっておられます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(池田喜八郎君) 説明が終わったので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは、質疑を終結し、討論を省略し、採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意することに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第172号は原案に同意することに 決定をいたしました。

◎議案第173号から議案第176号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。日程4、議案第173号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程7、議案第176号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第173号から議案第176号までの4 件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に要旨についての説明をお願い いたします。

田中市長公室長。

○市長公室長(田中義久君) 議案第173号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、加入権を取得しないでケーブルテレビを視聴できるよう新たな放送サービスを提供するため、並びに多チャンネル放送サービスを民間業者に委託して行うため、 この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改正する条例の本文がございます。るる書いてありますが、

2枚めくっていただきまして、新旧対照表の方で改正内容につきまして御説明を申し上げたい と思います。

まず第3条の関係でありますが、セットトップボックスにつきましては、今般の改定に伴いまして意味合いを合わせるという意味で、デジタル放送をというふうに、この字句を込むだけにさせていただくという点でございます。

それから、16にありますように、基本チャンネル以下「及びライトチャンネル」と書いてありますが、これが今回新たに追加をする加入の方式でございます。「自主放送の提供並びに地上波放送、放送衛星による放送(日本放送協会衛星第1テレビジョン及び第2テレビジョンに限る。)及びラジオ放送の再送信サービスの提供を行う」ということで、今回の改正の二つの柱の一つ、ライトチャンネルを新たに追加するという部分をここに入れてございます。

それから第4条の関係でございますが、これは二つの柱のうちの一つでございまして、ただし書き以下に「業務の一部については、市長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする」と。これが今般、多チャンネルサービスをCCNという株式会社にお願いをして、事業を継続していくということに伴いまして、委託の条文を追加させていただくものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、第15条のところに、これは通常の加入者の相続、または合併 等々のことで、いわゆる加入権というものにつきましての記述がありますが、ここで「ライト チャンネルを視聴している者は除く」ということを書いてございます。

続きまして第16条の関係につきましては、「前項各号の規定にかかわらず、ライトチャンネルを視聴する者にあっては加入料は無料とする。ただし、ライトチャンネルから基本チャンネルへ変更する場合は前項各号の加入料を納付しなければならない」ということでございます。

それから第17条関係につきましては、新たにサービスを提供させていただきますライトチャンネルの使用料というものをこれまでの条例に加えるということで、第1表にそれを掲載させていただいてございます。ここの第3項につきましては、多チャンネルの料金につきましても第2表で掲げるということで、この分をあわせて追加させていただいております。

そこで別表でございますが、5ページに別表第1がございます。これまでの基本チャンネルにつきましては変わらず月額使用料1,500円でございますが、ここにライトチャンネルの2,500円というものを追加させていただくわけでございます。これが先ほどから申し上げておるライトチャンネルで、いわゆる加入料はいただかないと。そのかわり、加入された場合に、世帯の中でそれがいわゆる相続とか、加入権の継承ができないということにしてございます。これは主に情報の懇談会をこの春から設置しておりますが、その中での御提案を受けて検討した結果でございますけれども、Uターン、Iターン、あるいは短期滞在の方、県職員の方もあるかも

しれませんし、場合によりましては工事関係者があるかもしれません。あるいは、若い人で加入料を払わずに入りたいという方がございましたので、これに対応したいということで検討した結果、インフォメーションネットワーク郡上八幡、いわゆる八幡エリアでやってみえるINGにおかれても、お手軽コースというもので加入料を非常に安くしたものを設定してみえる等のことがございましたので、郡上CATVにおきましてもライトチャンネルということで、加入料金をいただかないで、そのかわり、いわゆる使用料を月額1,000円高い設定として御利用をいただくというものをこのほど設けたいと考えております。単純に言いますと、1,000円違いますので、60ヵ月で加入料に相当するものをいただくわけですけれども、これを経ても加入権というものは持っていただかないということになりますので、そういう形の中で、先ほどありましたように、永続して使われるという場合には追って加入料をいただくと。これは6万3,000円でございますけれども、そういうふうなことになります。ライトチャンネルにつきましては以上のような御説明をさせていただきます。

それから、もう1枚めくっていただきまして、最後の6ページに多チャンネルの料金設定をさせていただいておりまして、デジタルライトという区分でいきますと月額2,000円、セットトップボックス1台の設置費を含むということでございます。デジタルレギュラーという、もう少しチャンネルが充実したものの場合は2,300円ということになります。それから、セットトップボックスを増台する場合には1台当たり2,800円、このような料金設定を考えております。

多チャンネルにつきましては、相当、総務常任委員会でも御審議をいただいたわけですけれども、現在、いわゆるジャパンケーブルキャストという衛星によります配信を受けております。これが終了されると。来春、平成23年3月末をもってそのサービスが停止しますので、これにかえて設備を整えてやるということにつきましては、アンケートの中で非常に厳しい、加入は減るという見込みがありましたので、できるだけ金額をふやさない中で、岐阜エリアを中心に広く多チャンネルサービスをやってみえるCCNという株式会社と提携をしながら、この事業を継続したいというふうにして考えております。そういうことの中で今般、その事業を会社に委託して事業継続をしていくという意味をもちまして、先ほどのライトチャンネルと二つの主な改正点を御提案をさせていただく次第です。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田喜八郎君) 常平教育次長。
- ○教育次長(常平 毅君) おはようございます。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第174号 大和ふれあいの家(集団宿泊研修施設)の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

大和ふれあいの家(集団宿泊研修施設)の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、大和ふれあいの家の用途を廃止し普通財産として管理を行うため、 この条例を定めようとするものでございます。

1 枚はねていただきまして、廃止する条例でございます。大和ふれあいの家の設置及び管理 に関する条例は、廃止する。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

この大和ふれあいの家の集団宿泊施設につきましては、昭和36年に大和北小学校東弥分校と して木造2階建てで建築をされたものでございます。東弥分校が統合されまして、その後、平 成3年に国の補助を受けて改修しまして、平成4年から児童・生徒、あるいは青少年の宿泊集 団研修施設として利用を開始されてきたものでございます。学校施設でございましたから、隣 接しまして、屋内運動場あるいはグラウンド等も備えてございます。合併後、公の施設の見直 し方針に基づきます中で、施設の耐震性、あるいは老朽化等の事由によりまして、この施設に つきましては短期見直し施設として、廃止等につきまして検討がなされてきたところでござい ます。そういった中で、平成21年3月末をもちまして集団宿泊研修施設としての利用を休止し てきたところでございます。この施設につきましては、宿泊研修施設につきまして休止をして きましたが、一部地域の公民館の活動の場として、あるいはその施設の周りの自治会の会議な どで現在も利用されている現状でございます。グラウンドにつきましては、その地域の運動会 等が毎年行われてきているところでございます。そういったことから、この施設につきまして は、集団宿泊研修施設としての用途は廃止しまして、地元の意見を聞かせていただきながら、 また、民間等の団体の問い合わせ等もございますので、そういった利活用も含める中で、普通 財産として今後の利用・管理について検討を行っていきたいということでございます。どうぞ よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第175号でございます。郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について。

郡上市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、大和大間見水泳プール、大和東弥水泳プール及び高鷲子どもプールを廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改正する条例がございます。

もう1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第2条でございます。第2条につきましては、体育施設の名称及び位置について規定

をしてございます。この規定から、31、32、33、この3施設を削除させていただくものでございます。それによりまして、34が31に繰り上がるというものでございます。

それから、別表でございます。別表につきましては体育施設使用料の規定がございますが、 この使用料の規定から、この3プールにつきまして削除をさせていただくというものでござい ます。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

もう少し御説明申し上げますと、大和のプールにつきましては、大間見プールにつきまして は大和北小学校の大間見分校、それから東弥プールにつきましては大和北小学校の東弥分校の それぞれ学校プールとして、大間見につきましては平成元年、東弥につきましては昭和62年に 整備をされ、学校プールとして使用されてきたものでございます。その後、両分校が本校へ統 合をいたしました。この両プールにつきましては社会体育施設に用途変更をさせていただきま して、市民プールとしてそれぞれ、大間見プールにつきましては平成4年から、東弥プールに つきましては平成元年から利用をさせていただいてきたところでございます。いずれの施設に つきましても20年以上を経過してございまして、合併後の公の施設の見直しの中で廃止等の検 討がされてきたところでございますが、大間見プールにつきましては、アルミ本体の劣化、あ るいは地盤沈下によりプールサイドに段差ができて危険な状況であるということもございます。 また、東弥プールにつきましては、ろ過機が稼働不能という状態になってございまして、また、 経年劣化によりまして方々にそういったところが見受けられる状態になってまいりました。そ ういったことから、両プールにつきましては平成22年度、今年度から休止をしているところで ございます。この利用者につきましては主に地域の児童が中心でございまして、小学校のPT A、あるいは自治会に対しましては、そういった休止の説明も行わせていただきまして、地域 の需要につきましては学校プールを利用していただくということで対応をさせていただいてい るところでございます。

高鷲子どもプールにつきましては、昭和60年に社会教育施設として建設された施設でございまして、主に幼児、小・中学生が利用してきた施設でございます。この施設につきましても20年以上経過しておりまして、合併後、廃止等の検討もされてきたところでございますが、平成18年度に高鷲小学校にプールが整備されました。そのことによりまして、子どもたちはそちらの方を利用していただくということから、平成19年度から利用を休止してきたところでございます。

以上、3ヵ所のプールについて御説明申し上げましたが、このプールについて廃止をしたい ということで提案をさせていただいているところでございます。よろしくお願いをいたします。 それから、議案第176号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について。

郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める ものとする。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、白鳥中学校建設に伴い、合併記念公園内のグリーン球場及び市民第2テニスコートを廃止するため、並びに市民総合運動広場の照明設備設置に伴い使用料を徴収するため、この条例を定めようとするものでございます。

1 枚おめくりいただきますと改正条例がございますが、新旧対照表で御説明させていただき たいと思います。

新旧対照表の1ページでございますが、まず別表第1でございます。これにつきましては、 記念公園におけます施設名の規定が掲げられてございます。その中から「グリーン球場」、そ れから「市民第2テニスコート」を削るものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表の2ページでございますが、別表第2でございます。 これにつきましては、施設の使用料について規定をしてございます。この規定から、2ページ の中ほどでございますが、グリーン球場に関します入場料等の料金につきまして削除をするも のでございます。さらに、3ページへ行きまして、上ほどに市民第2テニスコートとございま すが、このテニスコートの使用料につきましても削除をさせていただくものでございます。

それから最後のページでございますが、附属設備の使用料ということで、照明設備あるいは 冷暖房施設の使用料について規定がしてございますが、この規定からグリーン球場、それから 市民第2テニスコートを削除させていただき、左側の新の方へ行きますと、市民総合運動広場、 照明設備、1時間につき1,050円というものを追加させていただくものでございます。

なお、附則としましては、この条例につきましては、公布の日から施行するというものでご ざいます。

このグリーン球場、市民第2テニスコートにつきましては、白鳥中学校の校舎の敷地という ことで、御承知のとおりでございます。

市民総合運動広場の照明についてでございますが、ここの設備概要としましては、現在、サッカー、それからソフトボールの女子ジュニアが使用をしてございます。照明としましては、49キロワット以下の低圧受電ということで整備をしてございます。そういったことから、照明料につきましては市内の同程度の施設、どこかと申し上げますと、例えば郡上八幡総合運動場、あるいは大和の古今伝授の里運動公園等々、何ヵ所か同程度の施設がございます。いずれも1時間につき1,050円ということで照明料をいただいておるわけでございますが、同程度の施設ということで、1,050円というふうに決めさせていただいているわけでございます。

それから、関連をいたしまして、このグリーン球場を利用していた野球の練習とか大会等々

につきましては、今現在あります市民球場を利用していただくということでございまして、そこの使用料金につきまして、使用料金と申し上げますか、照明料でございますが、それにつきましては、郡上市教育施設の使用料の減免に関する内規の運用におきまして、市内の社会教育団体、あるいは加盟団体等が使用する場合には、1時間につき、今までのグリーン球場の利用料金と同額の1,470円としているということでございますので、参考までに御報告を申し上げたいと思います。

以上、説明申し上げましたが、それぞれの条例改正につきまして、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。ただいま説明がありました4件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託しました議案第173号から議案第176号までの4件については、会議規則第46条第1項の規定により、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第173号から議案第176号までの4 件については、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第177号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程8、議案第177号 平成22年度郡上市一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) 議案第177号 平成22年度郡上市一般会計補正予算(第5号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12 月6日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いしたいと思います。

平成22年度郡上市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,818万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億4,177万6,000円とするでございます。

2項は省略させていただきます。

次が債務負担行為の補正、第2条でございます。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

そして地方債の補正でございます。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるとしてございます。

それでは、5ページをお願いしたいと思います。

第2表、債務負担行為、追加でございます。事項、期間、限度額ということで示してございますが、一つが県議会議員選挙ポスター掲示板リース経費、期間が22年度から平成23年度まで、額が144万9,000円でございます。そして二つ目に県議会議員選挙ポスター掲示板設置及び撤去業務経費、期間は同じでございます。額が277万8,000円としてございます。これは、来春想定されております統一地方選挙の関係で、現在、4月1日に告示をし、4月10日が投票日という予定で進められてございます。この関係でこの経費が年度をまたぐということで、今回、債務負担行為の手続をお願いさせていただくということで、県議会議員選挙関係の費用をお願いしたいということでございます。

それから次、6ページをお願いしたいと思います。

第3表、地方債補正の変更でございます。起債の目的、今回、額を変更してございますので、 起債名と限度額のそれぞれ変更になったところを御説明させていただきます。

一般単独事業で15億5,130万円を15億5,450万円に、その内訳としまして、自然災害防止事業で1,240万円を1,170万円に、合併特例事業を15億3,890万円を15億4,280万円にということでございます。それから辺地対策事業につきましては4億6,560万円を5億1,000万円に、そして補助災害復旧事業で4,650万円を4,700万円に、過疎対策事業におきましては6億8,020万円を6億8,210万円にということで、総額で合計ですが、42億4,360万円を42億9,360万円に変更をお願いするものでございます。

それでは、次に9ページから歳入並びに歳出の御説明をさせていただきますが、今回の補正の主な内容でございますが、国県補助の伴う事業を中心に事業費の確定、あるいは見込みにより今議会に増額あるいは減額をしなければならないもの、それから給与、人件費でございますが、給料、あるいは職員手当、共済費におきまして、予算を計上した以降、人事異動等も行ってございますし、給与改定による変更もしてございます。さらには、共済費の掛金の率が変わ

ってきておるというような関連で、主に人件費のそういう調整もさせていただいております。 等が主な内容でございますので、よろしくお願いいたします。

最初に9ページ、歳入でございます。

分担金及び負担金の分担金で農林水産業費分担金250万9,000円の増額でございます。一つが 農業費分担金248万7,000円、これは県営土地改良の関係の事業費の増額によります変更という ことでございます。それから林業費分担金2万2,000円、説明のところで二つの項目を上げて ございますが、いずれも事業の確定に伴いまして減額、あるいは増額をさせていただいており ます。

次が分担金及び負担金の民生費負担金です。67万8,000円の増額でございます。老人福祉費 負担金の老人保護措置費徴収金でございますが、入所者の増加というようなことへの増に伴う ものでございます。

それから国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金で1,817万5,000円でございます。一つが障害福祉費負担金、自立支援給付費負担金、給付額の増に伴うものでございます。二つ目が生活保護費負担金1,725万円、こちらの方は扶助費の増ということでございます。

それから次、国庫支出金の国庫補助金、民生費国庫補助金45万円でございます。10ページを 見ていただきますと、老人福祉費補助金としまして、日常生活圏域ニーズ調査検証・評価事業 補助金が確定といいますか、決まってきたということで上げてございます。

次が衛生費国庫補助金29万4,000円でございます。清掃費補助金で合併処理浄化槽の設置基数がふえたということでの増でございます。

次が土木費国庫補助金1,690万円の増でございます。道路橋りょう補助金、これは地域活力 基盤創造交付金の事業費の増に伴うものでございます。そしてもう一つが都市計画費補助金、 こちらの方は、まちづくり交付金の補助率の調整等に伴いまして減額とさせていただいており ます。

次が県支出金の県負担金、民生費県負担金46万2,000円でございます。障害福祉費負担金と しまして、自立支援給付費の負担の給付費の増に伴うものでございます。

次が県支出金の県補助金、総務費県補助金で8,000円、こちらの方は土地利用規制の交付金の決定に伴うものです。

それから民生費県補助金12万円でございますが、こちらの方は重度身体障がい者の介助用の 自動車購入の事業費の増に伴うということでございます。

次が衛生費県補助金783万1,000円、一つが保健衛生費補助金でございますが、新型インフルエンザ等接種費用の助成額の増ということで、加えて子宮頸がんワクチンの接種緊急促進ということで、こちらの方も助成額の増ということでございます。それから清掃費補助金29万

4,000円でございますが、合併浄化槽の設置基数の増加に伴うものでございます。

次が農林水産業費県補助金5,952万5,000円、一つが農業費補助金で959万2,000円、こちらの 方はそれぞれ補助事業名を上げてございますが、いずれにしましても、事業費の確定等に伴い まして、それぞれ増減をお願いしてございます。それから林業費補助金4,993万3,000円でござ いますが、こちらの方は追加の事業の割り当てがございまして、今回、公共林道の整備事業費 としてこれだけ計上をしてございます。加えて、県単林道の関係、あるいは道整備交付金の関 係、いずれも事業費の確定、あるいは調整に伴うものでございます。

土木費県補助金140万円減額でございます。こちらの方も事業費の確定に伴いまして、急傾 斜地崩壊対策事業の補助金を減額するということでございます。

それから教育費県補助金61万1,000円、社会教育費補助金としてございまして、県の文化財保存事業費補助金、こちらの方、日吉神社の神楽用の衣装の新調ということで補助金が認められたというものでございます。

それから災害復旧費県補助金136万円でございます。事業の追加によります増ということで、 林道災害復旧事業補助金を上げてございます。

それから繰入金でございますが、特別会計繰入金としまして67万円、財産区特別会計、これ は和良財産区からの繰り入れを予定してございます。また後ほど特別会計の折にも説明をさせ ていただきます。

諸収入、雑入でございますが、1,313万3,000円、総務費雑入で412万3,000円、雇用保険の個人負担、それから違約金、これは高鷲の湯の平のポンプの処置工事の契約をしてございましたが、それの契約破棄に伴うもの、それから和解金、これは求償金の請求をしてございましたが、このほど示談が調いまして、その和解金の受け入れということで300万円上げてございます。次に民生費雑入25万円でございますが、高額医療・高額介護合算療養費給付金でございますが、こちらの方は額の確定に伴うものでございます。それから消防費雑入836万円でございます。消防施設管理費雑入としまして、これは高速道路の支弁金でございます。こちらも額が確定してきたということでございます。日本消防協会の助成金ですが、100万円ほど決まってきたということで、歳出の方でも触れさせていただきます。それから教育費雑入40万円、これは日本芸術文化振興会という会がございますが、こちらの方からの助成金が決定をしたということで上げてございます。歳出の方でも触れさせていただきます。

それから弁償金ですが、1,685万8,000円、高鷲の湯の平温泉に伴うものでございます。

次、12ページを見ていただきますと、市債の農林水産業債760万円でございます。農業債で 1,130万円、合併特例債としてございますが、中山間地関係の事業の変更等に伴うもの、それ から林業債で370万円の減額、辺地、あるいは過疎の起債ということで、こちらの方もそれぞ れ事業の確定に伴いまして減額するということでございます。

それから土木債3,990万円、道路橋りょう債で4,800万円、辺地対策債としてございます。これは交付金の割り当ての増ということで、それによります調整によるものでございます。それから河川債でございますが、110万円でございます。自然災害防止事業債で70万円の減額、合併特例債で180万円と、いずれにしましても事業の確定に伴うものでございます。それから都市整備債920万円の減額、合併特例債としてございますが、まちづくり交付金の関係の調整等に伴う減額ということでございます。

それから消防債200万円、こちらは過疎対策事業債ということで、消火栓の設置に伴いまして上げてございます。

災害復旧事業債ですが、50万円、林業用の施設災害復旧債ということで、事業の増に伴うものということでございます。

次が歳出でございます。

13ページをお願いしたいと思いますが、議会費で減額の182万6,000円、給料、職員手当、共済費ということで、議員報酬の方で減額の141万9,000円、職員の給与の関係で40万7,000円ということでございます。

次が総務費の総務管理費、一般管理費で1,753万7,000円の減額ということでお願いをしてございます。給与費の関係は、以下ずっとそういうことで冒頭お願いしましたが、関係ですので、お願いしたいと思いますが、それ以外のところで少し御説明をします。説明欄にあります臨時職員共済費472万3,000円上げてございますが、これは主に臨時職員の健康保険料、あるいは雇用保険等の負担率の改定といったものに伴うものということでございます。それから総務管理事務経費366万6,000円上げてございますが、臨時雇用職員2人の、主に採用に伴うものということでございます。

14ページを見ていただきまして、次に財産管理費でございます。6,789万1,000円の増ということで、ここでは負担金、補助のところと積立金で上げてございます。その他特目基金の積み立て6,722万1,000円としてございますが、これは公共施設整備基金への積み立てということでございます。それから財産区福祉向上事業67万円上げてございます。これは歳入でも触れましたが、和良財産区から繰り入れを受けまして、ここで福祉事業、内容的には安郷野自治会の用水路に関連します負担金に活用するという内容のものでございますが、交付をさせていただくということでございます。

次、企画費8,000円、これは土地利用の関係の消耗品。

それから次が情報管理費20万8,000円の減額、これは繰出金でございまして、給与費の減額 に伴いまして繰り出しを減ずるというものでございます。 次が総務費の徴税費の税務総務費でございます。736万5,000円の減額、こちらはいずれも給料、職員手当、共済費の給与費でございます。

次、16ページをお願いします。

戸籍住民基本台帳費で613万1,000円でございます。給料、職員手当、共済費のところでの、 こちらの方は増ということで上げてございます。

それから次、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費、減額の5,751万6,000円でございます。 給与費で4,317万6,000円の減額、それから国民健康保険特別会計繰出金1,434万円の減額、こ ちらの方は財政負担の安定支援事業への繰入金の基準額の確定によりまして減額をさせていた だくという内容のものでございます。

次が福祉医療費25万円でございますが、扶助費で福祉医療事業の給付費の増額に伴うもので ございます。

それから次、障害者福祉費1,244万8,000円でございます。扶助費、償還金、利子のところで上げてございますが、償還金、利子につきましては過年度の精算返還金、扶助費につきましては、その下に三つほど事業名を上げてございますが、それぞれ利用者の増に伴いまして、応分の経費を上げさせていただいたということでございます。

それから次、老人福祉費20万7,000円の増でございます。需用費、委託料、扶助費、繰出金ということで上げてございますが、老人施設の管理運営につきましては八幡デイサービスセンターの修繕、老人保健措置経費につきましては入所者の増に伴います費用の見込み、高齢者の関係につきましては計画書の作成ということで上げてございます。介護サービスの負担金につきましては給与費の関係での減額ということで、繰出金を減額するということでございます。

次に介護保険事業費940万1,000円の増でございますが、こちらの方は、主に介護サービスの 関係での給付費の増に対応するもので、その繰り出しをふやさせていただくということでござ います。

それから次、国民年金事務費70万円でございますが、職員給与費ということでお願いをして ございます。

18ページを見ていただきますと、老人福祉施設運営費153万円でございます。養護財産管理 経費としてございますが、偕楽園の関係での維持修繕、それから養護生活経費、こちらは消耗 品絡みの経費の増額をお願いしてございます。

次に民生費の児童福祉費、児童福祉総務費630万3,000円の増ということで、児童福祉施設整備事業ということで上げてございますが、こちらの方は小川保育園の老朽化に対応するために、小川小学校の方へその施設を移し、その改修をしたいという費用の計上をお願いさせていただいております。

それから保育園運営費1,766万6,000円の減額でございます。給与の関係で2,341万8,000円の減額、それから保育園の管理運営経費で575万2,000円ということで上げてございますが、こちらは主に育休の臨時職員への対応に伴う賃金ということで上げてございます。

次が民生費の生活保護費、生活保護総務費でございますが、556万6,000円でございます。償還金、利子のところで上げてございまして、精算返還金の確定によるものでございます。

それから扶助費で2,300万円でございます。利用者の増に伴いまして、生活保護扶助経費を2,300万円お願いしてございます。

衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費で減額の5,607万7,000円、職員給与費で2,583万8,000円の減額、病院事業会計への繰り出し、こちらの方は児童手当等の費用に係る繰出金の増、簡易水道特別会計への繰り出し、こちらの方は主に給与の関係での減額、あるいは施設改良に伴います事業の確定といいますか、見込みに伴いまして減額させていただくという内容のものでございます。

次、20ページを見ていただきますと、予防費でございます。2,948万7,000円の増、予防接種 事業ということで、高齢者のインフルエンザ対策、あるいは日本脳炎、肺炎球菌の関係等の事 業費を上げさせていただいております。なお、肺炎球菌につきましては、小児、あるいは高齢 者等に対応できる費用でございます。

それから次、環境衛生費134万6,000円でございます。こちらの方は合併浄化槽の設置の基数の増に伴うものでございます。

それから次、衛生費の清掃費の清掃総務費889万9,000円でございます。職員給与の関係すべてでございます。

それから次、農業委員会費28万5,000円の減額、こちらの方も職員給与費の関係すべてでご ざいます。

次、22ページを見ていただきますと、農業総務費で834万円の減額、こちらも職員給与費ということでございます。

次が農業振興費1,184万円でございます。報償費から負担金、補助のところで上げてございますが、中山間地の支援交付金につきましては協定面積の増に伴うもの、あるいは次の担い手育成等につきましては交付決定の確定といいますか、作付面積等の事業の確定に伴うもの等でございます。鳥獣関係のところにつきましても、それぞれ事業費の確定に伴うということで上げてございます。それから鳥獣被害防止総合対策事業でございますが、モンキードッグによりますそういう対応を予定したいということでの事業費でございます。

次、畜産業費88万8,000円、これは職員給与費すべてでございます。

次、農地費の農地総務費452万4,000円の減額ですが、職員給与に伴うもの、それから下水道

特別会計繰出金、こちらの方も給与費の関係分で減額をするものでございます。

24ページを見ていただきますと、土地改良費でございます。1,431万7,000円、こちらは中山間地事業の分担金としまして、事業費の追加によるものでございます。

次が林業費の林業総務費245万2,000円の減額ですが、すべてが職員給与費に関係するもので ございます。

それから次、林道費8,005万1,000円の増額でございます。給料から工事請負費のところで上げてございますが、公共林道整備事業につきましては、国の事業の内示によりまして、その対応をさせていただくということで、今回事業費を上げてございます。それから県単の林道、市単、道整備交付金事業等でございますが、それぞれ事業費の確定等によるものですし、この交付金の減額につきましては、事業支弁金の減額に伴いまして、今回これだけ減ずるというものでございます。

それから次、商工費の商工総務費4,301万8,000円の減額、これはすべて職員給与費ということでございます。

26ページの商工振興費264万5,000円の増でございます。負担金、補助のところで上げてございますが、工場等設置奨励交付金のそれぞれ奨励額が確定をしたということで、増額をお願いしてございます。

観光施設費183万4,000円の減額でございます。需用費と工事請負費のところでそれぞれ減じてございますが、いずれも高鷲の湯の平温泉におけます工事の関係で別途対応ができたということか、復旧工事が完了し確定をしたということで、これだけ減じてございます。

それから土木費の土木管理費の土木総務費563万2,000円でございます。職員給与費で315万 1,000円、それから下水道特別会計の繰り出し、特環と公共ということで上げてございますが、 いずれも職員給与に関連するものでございます。

それから次、土木費の土木橋りょう費の土木橋りょう総務費240万9,000円でございますが、 これはすべて職員給与費ということでお願いをしてございます。

次、28ページを見ていただきますと、道路新設改良費で6,503万円でございます。給料から補償、補填のところで計上をしてございます。合併特例道路整備事業の減額につきましては事業支弁の関係での減額ということですし、辺地対策道路整備事業3,206万円上げてございますが、これは用地補償の関係で前倒しし実施したいということで事業費を計上してございます。それから地域活力基盤創造の関係でございますが、こちらの方につきましては、国の補助事業の決定といいますか、見込みに伴いまして事業費の増額をお願いしてございます。そして道整備交付金につきましては、事業費の支弁等の対応に伴いまして減額ということでさせていただいております。

それから次、土木費の河川費の急傾斜地崩壊対策費、減額の24万4,000円でございます。給料から負担金、補助のところでそれぞれ上げてございますが、これはいずれにしましても事業費の確定、あるいは事業内容の一部変更に伴いまして手続をさせていただいております。

土木費の都市計画費、都市計画総務費で減額の1,575万8,000円でございます。給与費とまちづくり交付金事業でございます。このまちづくり交付金事業につきましては、事業費の調整等に伴うものでございます。

それから土木費の住宅費、住宅管理費で54万3,000円の増で上げてございます。給料からそれぞれ工事請負費のところまで上げてございますが、職員給与に関係しますもの、それから住宅維持補修ということで、このほど市営住宅の退去等に伴います事業費の不足という状況がございましたので、これだけ上げてございます。

消防費の常備消防費273万2,000円の増、こちらはすべて職員の給与に伴いますものと、一部 財源の組み替えということでございます。

それから、非常備消防費103万6,000円でございます。こちらの方は消防団活動費ということで上げてございますが、先ほど歳入のところで100万円ということで御説明しましたが、軽可搬ポンプの購入とデジタルカメラということで、備品購入で上げさせていただいております。なお、この軽可搬ポンプにつきましては、小那比地域の婦人防火クラブに貸与というような予定をしてございます。

消防施設費550万円でございます。負担金、補助で上げてございまして、消火栓の設置負担金ということで、10基相当分を計上してございます。

それから教育費の教育総務費の事務局費で42万6,000円でございます。こちらの方は教育長、 あるいは職員給与費ということで、給与に関係します補正でございます。

次、32ページの小学校費の学校管理費、減額の6,000円、こちらの方も職員の給与費に関係 します調整でございます。

中学校費の学校管理費8,000円、こちらも同様でございます。

次が幼稚園費の幼稚園費941万7,000円でございます。こちらも同様に職員給与費の関係ということでございます。

34ページでございますが、次、社会教育費の社会教育総務費889万7,000円、職員給与費ということでございます。

それから文化財保護費91万8,000円、これは負担金、補助のところで計上してございますが、 県指定文化財保護事業としまして、日吉神社の神楽衣装の新調にということで補助が決定をし たということで計上してございます。

社会教育施設費につきましては財源の組み替えということでございますが、日本芸術文化振

興会から助成が決まったということでのものでございます。

それから次、保健体育費の保健体育総務費、減額の44万5,000円、これはすべて職員給与費 ということで上げてございます。

次の学校給食管理費66万2,000円、これも同様でございます。

それから次に、災害復旧費の林業施設災害復旧費209万3,000円ということでございます。これは事業費の増ということで事業が確定をしましたので、これだけ工事請負費で上げさせていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) 説明が終わったので、質疑を行います。

(挙手する者あり)

- ○議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。
- ○15番(清水敏夫君) ただいま総務部長の方から歳入歳出について説明をいただきまして、 今議会は、さきの臨時会に伴います人事、職員あるいは特別職の給与の改定といいますか、減 額措置に伴うそれぞれの科目の見直しが中心になっておるようでございますが、さきに国会を 通過しました5兆円何ぼの補正につきましても、郡上市はどういった形でそれが反映されるの か、ちょっといろいろな意味で期待をしておるところですが、それにつきましては、今会期中 にできるものは上程をしていこうというようなことをお聞きしておりますので、それに御期待 を申し上げたいというふうに一つは思います。

もう一つは、これは職員あるいは市長におかれまして大変御努力をいただいたんで、敬意を表する意味で発言をさせていただきたいと思いますが、実は、高鷲の湯の平温泉の件でございます。当初、これが発生しましたときには、同じ直営の温泉を持つ地域の者にとりましても、これは非常に将来的に心配な事故であるというふうな認識のもとに、今回、高鷲がそういう形でケーシングが破損をして、あるいはポンプが埋没をしたというようなことがございましたけれども、さきにも養島商工観光部長の方から資料をもってこの予算に係る説明をいただきまして、その結果、きょうの歳入にもあらわれておりますように、最終的にポンプ工事と源泉の復旧工事で合わせて1,700万円の弁償金を相手の協力を得ながら市の方へ戻せたというふうなことにつきまして、本当にこの件につきましては、どんなふうな決着ができるかということを心配しておりましたけれども、市長以下関係各位の御努力によって、最終的には2期工事の分でいけば1,355万のところが704万3,000円の弁償額が来たということで、実質650万という形の中で温泉が復旧できて、しかも、温度も聞くところによりますと上がってきておるということと、お客さんも順次非常に戻ってきておるというふうな話を聞いて、大変うれしく思っております。そういったことで、その御努力には感謝を特に申し上げたいと思いますが、あわせましてこ

れはお願いでございますが、他にまだ2ヵ所の温泉施設がございます。仕組みは湯質ともにそれぞれ違って、またケーシングの構造も深さも違う、あるいはポンプアップをしておるというような二つの温泉でございますので、今度の場合はステンレス製に布設をされまして、それから水位計も設置をされたというふうなことと、今後の自己管理ですが、保守点検も含めまして、やはり今後必ずや、いつのときかわかりませんが、また他の温泉についても起きてくる可能性が十二分にあるんではないかなあということを思います。たまたま湯の平で発生をいたしましたが、このことに限らず、今管理をしておる市直営の温泉につきましても、今後そういった意味でこの経験を踏まえながら御検討いただいて、適切なる指導をして、もしあるのであれば早目の手当てができるような、そんな配慮をぜひ御研究、御検討をいただきたいと思います。

いずれにしましても、今回の湯の平につきましては、業者等とも何回も協議の結果、それぞれ誠心誠意の中でこういう形で決裁を起こしましたことにつきましては、議員の一人としまして感謝を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(池田喜八郎君) あれですか。お褒めでしたが、今後の2施設について。 鈴木副市長。
- ○副市長(鈴木俊幸君) 御指摘のいわゆる温泉施設の今回は高鷲の湯の平温泉の修繕をお願いしておったわけでございますけれども、当時、この状況を説明するときにおきましても、美並町にある子宝温泉と明宝にあります明宝温泉についてもその危険性はないのかといったようなことの御指摘がございました。もちろん湯成分の問題、あるいは特に高鷲町につきましては水位計がついていなかったということで、その状況がなかなかつかめなかったと、いわゆる腐食状況がつかめなかったといったことから、今回は水位計をつけさせていただいて、その状況を見ようといったことを思っております。明宝と美並町についてはそういったことで、水位計を見ながら、かつ点検のときにそれぞれのチェックをいたしておるということでございますけれども、もちろん形あるものでございますので、経年劣化するものだろうと思っております。慎重に対応しながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 19番 美谷添生君。
- ○19番(美谷添生君) 説明がございました中で、19ページの生活保護費でありますけれども、このことにつきましては、以前は県の方で事務がなされていたというふうに記憶しておりますけれども、市の方へ移管になりまして、今も利用者がふえてきたというような形で、本来であれば、財源も全部そちらの方から来るのが当然だと思いますけれども、この説明を見ますと、財源は国が4分の3ということでありまして、あとはどういう仕組みで来るのかわかりませんけれども、一般財源というような形になっておるということだと思いますが、現在、利用

者の増加ということでございますが、総人数がどのぐらいになっておって、やはりこれから今の社会状況を見ますと、生活保護の申請がふえる可能性がかなりあるという中で、今後、国の規定に合わんようなわけにはいきませんけれども、私は大きな問題ではなかろうかと思いますが、現在の人数の推移についてお聞かせをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- **〇議長(池田喜八郎君)** 布田健康福祉部長。
- 〇健康福祉部長(布田孝文君) 今回の補正で生活保護の扶助費の方を大変2,300万という形での補正をお願いするわけでございますが、御承知のように、生活保護につきましては、生活扶助でありますとか、住宅扶助、教育扶助、いろんな扶助がたくさんありますものですから、申請されて該当になった方についてはそれぞれ分かれていきます。今回は、現在の見通しの中で生活扶助と医療扶助の方をお願いするということになっておりますけれども、昨年の21年の10月末でありましたけれども、その時点では89世帯、105名の方が生活保護の対象であったということでございます。この22年の10月末で108世帯、125人ということでございます。世帯数にしますと19世帯、人数にしますと20人の方ということでふえております。ポイントでいいますと、17ポイントから19ポイントふえております。ですから、予算額もそれに大体準じておるわけでございますけれども、19世帯、20人ということは、大体ひとり暮らしの方が最近の傾向としてはふえておるということで、特に高齢者の方ということと、もう一面は、やはり大変厳しいこういう経済状況でございまして、リストラをされてというような方も中には見えます。もちろん亡くなられる方も見えるもんですから、増減というようなことがありますけれども、実態的な数字の1年前と比較しますと、今のような数字になっております。

今、議員、御指摘がありましたように、この財源につきましては、これは国の方の制度上といいますか、国が4分の3で地方自治体が4分の1ということになっておりますので、この生活保護を受けられる方がふえていけば、当然、一般財源もふえていくということになっております。一部報道でちょっとありましたけれども、大阪の知事さんがおっしゃっていますが、大阪の方へそういう方が入ってくるもんですから、大変や、大変やと大阪の知事が言っておりましたけれども、郡上の場合は、逆にそういう都市部の方が何らかの理由で郡上へ来てということはケース的には少ないわけでありますけれども、実態としてはそういう実態で、今後につきましても、なおこういう不況がずうっと続いていきますと、ふえていくんでないかなあというふうな見通しは思っております。

現在、生活保護の相談を受けておるわけでありますけれども、この相談件数についても、一 定に割合的に見えるわけではございませんけれども、継続して現在も三、四世帯の方の相談を 受けております。相談を受けながら調査をし、必要に応じて生活保護に適応していくというこ とでございますので、よろしくお願いします。

〇議長(池田喜八郎君) そのほか。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 8番 村瀬弥治郎君。
- ○8番(村瀬弥治郎君) 22ページの鳥獣被害防止のことでございますけれども、これは郡上ばかりでなく、郡上市外でも非常に問題になったというふうに思っていますけれども、この中で減額の記事ということもありますし、先般にも共済の関係でおりの設置のことで調査いたすんだということも言っておられましたけれども、けものの絶対数ということも問題があるし、天候ということも問題ありましょうけれども、市の取り組み方、また、おりの設置ということで、現状をまず報告してもらって、今後の方向もお願いします。
- 〇議長(池田喜八郎君) 服部農林水産部長。
- 〇農林水産部長(服部正光君) 今回のまず補正の部分でございますが、減額の91万9,000円というのは、これは明宝の恒久さくの事業確定によりまして減額になったということでございます。

それで、今の御質問の鳥獣害でございます。本当に全国的に非常にひどい状況で、郡上においても、ことし、イノシシにおいては3倍、4倍の捕獲をとっております。特にイノシシにおいてはおりでの捕獲が多いということでございます。それで、まずおりにつきましては、今、地域力支援事業といいまして、いろいろ必要なところにおいてはおりの要望をいただいて、その中で10万円までの支援制度を行っておると。また、農業共済等々もおりの支援をしておるということで、今、順次行っておるということでございます。

今後、鳥獣害については、やはり個体数が非常に多くなっておることも考えられますので、 その辺のことも考慮しながら、捕獲と、また防除、両面に向けて行っていきたいということで、 ことし協議会を設立しまして、その辺のことを今後十分検討しながら進めていきたいと思って おります。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 8番 村瀬弥治郎君。
- ○8番(村瀬弥治郎君) どうもありがとうございました。

それで、おりの捕獲の免許のことですけれども、これは猟師さんも高齢化になったということで、若手ということもありましょうけれども、その担い手ということをつくっていかないと非常に今後問題やと思っていますし、そういった講習とか、皆さん、免許を取りやすいような方向性というか、そういうものも考えていただきたいというふうに思っていますけど、その辺をよろしくお願いします。

- 〇議長(池田喜八郎君) 服部農林水産部長。
- ○農林水産部長(服部正光君) 今、高齢化ということで、猟友会の方が高齢化しておるということで、これも全国的な方向でございますが、その中でも郡上の方はまだ若い方でございます。それと、担い手ということで、やはり若い方にもおりの免許を取っていただくように、今、猟友会でも猟友会へ入っていただくように、免許の取得の補助金の支援をしておると。それと、共済の方でも講習会の支援をしておるということで、郡上としてもその辺のことはやっていきたいと。また、捕獲の単価等々においては、今後やはり地域等とのバランスも考えながら検討していきたいと思っております。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。
- ○4番(野田龍雄君) 今回、職員給与の改定というようなことで出ておるんですが、この中身が大分タブロクがあるもんで、人数の違いとか、いろいろあると思うんですが、大きいものはちょっと説明していただけるといいんじゃないかというふうに思ったんです。例えば民生費の社会福祉総務費なんかは四千何百万という数、そのほか2,000万とか、結構大きいのがあるもんですから、職員がふえた、あるいは減ったということも関係するかと思いましたので、ちょっとそういった説明もあるとありがたいなあと思いました。

それから、25ページの林道費なんですけれども、これは8,000万ほどの増額がありまして、 大きなものが公共林道整備事業、国の内示があったというようなことをお聞きしたんですけど、 ちょっとこの説明もお願いしたいと思います。

- 〇議長(池田喜八郎君) 田中市長公室長。
- ○市長公室長(田中義久君) 今般の補正予算の主要な中身を人件費が占めてございます。一つは事業概要説明一覧表におきましては、ある程度、人件費の今回の補正につきまして御説明をしておるわけでございます。事業概要説明一覧表ですね。それを見ていただきますと、職員の変更につきましては補正理由の中に書いてございます。個別には見ていただければと思います。そこで、大きな変動のあったものでありますが、まず人員的に、これはこの春の定期異動のものと、それから22年度中の異動、したがいまして、当初予算との比較ということになりますけれども、その部分も含まれます。それから人事院勧告によりますいろんな場面におけます減額の措置がございました。それからもう一つは、平成22年4月1日以降にあります、これは共済費が非常に現在高額、高率になってきておりますけれども、その共済費の増額補正ということで、重立ってこの給与費補正につきましては3点の中身がございます。

その中で、今、野田議員の御指摘の中で重立ったもので言いますと、例えて言いますと、今 の社会福祉総務費でございます。これは人員が5名の減ということになっております。それで、 この5名の減の内訳はそれぞれあるわけですが、この5名の内訳の中では、例えて言いますと、理学療法士が高齢福祉課づけであった所属が市民病院に所属させるというふうなものが2名ございます。それからもう一つは、地域の振興事務所所属であった職員がこちらの方の管理費になるというふうな、これは一般管理費の方へ異動したもんですから、1名減ということになります。科目更正が1名減ということですから、5名減のうち4名はそういうふうなことがございます。それから、実際は退職者の不補充がマイナス2ありまして、新規採用が1ですから、したがいまして、正味でいきますと2減ということにはなります。そういうことの中で、給与費でいきますと、社会福祉総務費につきましては2,404万円の給料の減、それから手当の合計が1,541万5,000円の減で、共済負担金の減が372万1,000円です。したがいまして、社会福祉総務費につきましてはトータルで4,317万6,000円の減となる、こういうことがございます。

その次に大きな人員の変更は商工総務費でございます。5名の減ということになります。こちらは明細にも書いてあるかとは思いますが、人員の変更の分につきましては、これは明宝温泉が指定管理になるということをもちまして、ここの職員が2人減ということになります。もう一つは、道の駅の職員の所属を総務費に2人つけましたので2名減、それから実質的には商工観光部の中で商工課所属の職員を今のいわゆる行革の中で1名減ということで、5名減にさせていただいております。そういうふうな内訳をもちまして、商工費、商工総務費につきましては、給料が2,182万2,000円の減、手当の合計が1,576万6,000円の減、こういうふうになります。したがいまして、先ほど申し上げましたように、事業一覧の中にちょっと明細は書かせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

そのほか、よろしかったでしょうか、そんなようなところで。以上です。

- 〇議長(池田喜八郎君) 井上建設部長。
- **〇建設部長(井上保彦君)** それでは、林道費について御説明を申し上げます。

林道費につきましては、今回の国の補正の中の農山漁村地域整備交付金という交付金につきまして補正があったわけですが、そのうちでの補正分ですが、場所につきましては、代行林道の八幡・高山線の明宝地内におけるのり面改良の分でございます。のり面の改良52メーターを予定しておりますが、これに係る事業費につきまして補正いただきましたので、今回お願いをするというものでございます。以上です。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。
- ○4番(野田龍雄君) 今ちょっとまだ僕、理解できずにおってあれなんですけど、この職員については、一々細かい説明は難しいと思いますけれども、ここの予算に出てくるものについては何とか理解できるようなわかりやすい表現があるとありがたいというふうに思いますので、

要望したいと思いますし、もう1点、22ページの農業振興費の中の中山間地域等直接支払交付金、これは面積がふえたということで約1,000万ふえておりますけれども、このふえた面積と、それからふえた交付金は大体何割、全体のどのくらいかということのちょっと説明をお願いします。

- 〇議長(池田喜八郎君) 服部農林水産部長。
- ○農林水産部長(服部正光君) 面積は18万8,341平米ということです。それともう1点、今回 の補正においては、活動体制の変更という2期から3期に変わった中で、新たに体制づくりと いうことでございます。それは何かといいますと、集団的かつ持続可能な体制整備ということ は、持続困難に生じた場合、だれがどのように管理するかという集落協定に位置づけるという ことでございます。そこで今まで通常8割の単価だったのが、もし困難なときにどなたが面倒 を見ていくんだということが協定の中に位置づけられれば、通常の100%の単価がもらえると。ということで、合わせて今回756万5,000円の入ということで、出の方では、今回994万8,000円 ということで、これにおいては国が2分の1、県費が4分の1、市費が4分の1ということでございます。

それで、御質問の何%になったかということでございますが、全体のふえた分が。

(「はい」と4番議員の声あり)

- 〇農林水産部長(服部正光君) 約6%前後ふえてございます。
- 〇議長(池田喜八郎君) 田中市長公室長。
- ○市長公室長(田中義久君) 資料の御要望といいますか、ありましたが、事業概要説明一覧表の中では、それぞれ款項目の中で事業番号別に人員の変更を記しておりまして、それから、この補正予算書におきましては、ページ番号で言いますと37ページ以下に給与費明細を載せさせていただいております。37ページが特別職でございます。38ページにつきましては一般職、39ページにつきましては給料及び職員手当の増減額の明細、さらに40ページにおきましては給料及び職員手当の状況ということですので、これを総括的に書いておりますので、恐らくその中身のことになるかと思いますけれども、これと事業概要一覧表をもって説明させていただいておるということですので、よろしくお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。
- **〇4番(野田龍雄君)** 今、面積は18万どれだけというふうに言われましたけれども、これは全体なのか、ふえた分だけですか。
- 〇議長(池田喜八郎君) 服部農林水産部長。
- ○農林水産部長(服部正光君) これはふえた分だけでございます。

- 〇農林水産部長(服部正光君) はい、平米です。
- ○議長(池田喜八郎君) ほかに質疑ありますか。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 9番 古川文雄君。
- ○9番(古川文雄君) 20ページの予防接種事業の2,948万7,000円でございますが、事業概要説明には書いてはあるんですけれども、高齢者の関係はわかりますけど、特に新規の関係でありますとか、低所得者の新型インフルエンザの関係等々、多分委員会では細部を説明されておりますでしょうけど、ちょっと非常にわかりにくいもんですから、具体的に説明をいただきたいと思います。お願いします。
- 〇議長(池田喜八郎君) 布田健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(布田孝文君)** 今回の補正で予防接種事業につきましては、統一的には2,948 万7,000円と書いてございますけれども、中身的には委託料で1,876万5,000円と補助金で1,072 万2,000円という内訳になります。

まず高齢者のインフルエンザにつきましては、ちょっとわかりにくいんですが、新型インフルエンザということで両方の使い方をしておりますけれども、昨年度と違いまして、今年度は3価一緒のワクチンということで、ワクチン自体は一緒でありますけれども、制度的に新型インフルエンザワクチンというようなことで、いわゆる低所得者の方に対します助成が決定したということでありまして、二通りであります。このことにつきましては、両方とも65歳以上の高齢者の方に対するインフルエンザということで、高齢者インフルエンザにつきましては、低所得者を除く対象者、今対象者は8,580人を見込んでおりますが、低所得者の2,318、低所得者と申しますと生活保護等々の方でございますけど、その方を除いたところの高齢者インフルエンザという名目の中で当初予算から足りなかった分を計上しておりますし、それから低所得者の方につきましては、2,310人のインフルエンザワクチンの4,000円の分の1,072万2,000円を予算計上させていただいたということでございます。

それから日本脳炎につきましては、国の方が積極的な勧奨を差し控えておりました。今回、国の予防接種の実施規則の改正がございまして、積極的な勧奨の再開に伴うということで、当初予算でこれは見てあったわけでありますけれども、積極的な勧奨をすることによって、250人分の6,200円をまず今回補正させていただきました。それから、その積極的な勧奨を控えておった時期といいますか、年齢層があるわけでございますけれども、その方々に対します影響を受けた、いわゆる定期外接種の補助金ということで160名ぐらいの方が見えますので、その分を上げさせていただきました。

それからヒブワクチンでございますが、当初の予算から3,000円の補助ということで上げさせていただきましたけれども、今回、平成22年度の厚生労働省の補正予算の中で、円高・デフレ対応に対する緊急総合経済対策ということで、子宮頸がん、それから予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種需要に対しての基金を設置して国の方が支援するということが今回決まりましたもんですから、それに合わせまして、ヒブワクチンの方は一部助成をしておりましたけれども、この基準日に基づきまして7,000円、ほぼ全額になろうと思いますけれども、それを上積みさせていただいたというものでございます。

それから、小児の肺炎球菌ワクチンにつきましても、ただいま説明しましたような国の支援 策ができてきたということで、1回これにつきましては1万円になるわけでありますけれども、 生後2ヵ月から4歳児までの対象、これからでありますので、1月から3月、1年間というこ とではないわけでありますが、その分を見込みましての補正予算を398万円お願いするところ でございます。

それから、高齢者の方の肺炎球菌ワクチンということで、65歳以上の方を対象に今回新たに 入れさせていただいたというのが今回の予防接種に関します補正予算でありますので、よろし くお願いいたします。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。
- ○15番(清水敏夫君) すみません、2回目で。ちょっと所管でないもんですからお聞きしたいんですけれども、今度、一般質問を自分もすることになっておりますので、あまり深くはちょっと部長から答弁してもらうと困るんですが、モンキードッグというやつが鳥獣対策で出ておるんですが、猿と犬は仲が悪いと言われておるけど、存外仲がいいらしいんやけども、この間テレビを見ておったら、ちょっと犬が山の方へ猿をぼってきおった場面がありましたが、この郡上市でもこういうことを獣害対策の一つとして今後そういう犬を育てていくのか、それとも、どこかから警察犬みたいにして借りてきて、ちょっとデモンストレーションをやってみるようなことだけなのか、このことについて、21万円やで非常に金額も少ないんですが、この予算はどういう形でやられるのか、これを参考にしながら、また質問の文案を練り直さんなんということもちょっとあるもんですから、この考え方をお聞きしておきたいと思いますことと、どういうふうなことをどんなことでやられるかということ、あるいは将来的なことがあったらお願いしたいと思います。
- 〇議長(池田喜八郎君) 服部農林水産部長。
- **〇農林水産部長(服部正光君)** 今回、防止対策の中でモンキードッグの予算を見ております。 この考え方においては、防除の面からでございますが、やはり猿等々非常に多く出没しておる

という中で、今、岐阜県下の中でも導入しておる市町村がございます。そこの状況を聞きますと、非常にその辺の防除としての効果はあるということで、来年度に向けて、今年度2回ほど、これは長野県の警察犬の訓練所が担当しておるんですが、そこから2月から3月、冬のうちはできませんので、2月から3月に試行的に犬が来て追い払う現場を協議会の中で見てみたいと。見た中で、やはり来年度に向けてその調査研究をして導入ということも考えていきたいというような方向で、今回21万円、1回10万5,000円で2回行いたいなということで、その辺のことを検討して進めていきたいということで予算を計上させていただいております。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。
- ○15番(清水敏夫君) 猿がいつもかも出てくるところでないと意味がないと思うんですが、猿というのはそういつまでもじっとしておらんので、大体猟犬が入ると、早逃げ回ったり、なかなか出てこんというのが猿やもんで、これは効果を出そうと思うと本当にやっぱり、長野県でどんなふうなことをしてみえるけど、この間テレビで見た限りでは、ちょちょっとぼっていきやるけども、すぐさあっと山へ逃げていってしまうもんで、おらんようになればまた出てくると、こういうことやもんで、その辺のところを本当に本格的に、やっぱり価値があって猟友犬なんかをうまいことそれでつかえばいいんかもしれんけれども、そういう意味では、何せやってみただけやということにならんように、何か将来的に指向性、そういうふうな形でよく検討してやってもらいたいなあと。猿がもしおらんということやったら、いつでもそう言っていただければ、出没するところをお教えしますので、どうかよろしくお願いします。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 3番 田代はつ江君。
- ○3番(田代はつ江君) 消防団の活動費のことについてちょっとお聞きしたいんですけれども、 初期消火の備品購入ということで軽可搬ポンプー式を購入されるんですけれども、それは郡上 市の女性防火クラブに貸与をされるということで、今回、小那比の方に貸与をされるというふ うに書いてあるんですけれども、先回はたしか八幡町の桜町の方にこういうのを貸与されたこ とがあるんですけれども、今現在、女性の会というのが郡上市の中には二つぐらいしかなくな ってしまって、女性の会イコール女性防火クラブということで、当然、防火クラブというのも 今ないと思うんです。ないというか、ほとんど消滅状態に近いと思うんですけれども、こうい う可搬ポンプとかそういうのを貸与される場合には、地域の方が手を挙げられるのか、どうい う方法でこの地域を選ばれるのかということをお聞きしたいと思うことと、やっぱり今後、防 火クラブというのは地域にとって大変大切なことだと思いますので、女性の会は今、公民館活 動とともに再生の方向をねらっておられますけれども、ぜひとも女性防火クラブは各地域に置

いて残しておいていただきたいと、そういうふうに要望したいと思いますので、ちょっとその 辺を教えていただきたいと思います。

- 〇議長(池田喜八郎君) 川島消防長。
- ○消防長(川島和美君) まず軽可搬ポンプの配置・貸与ということなんですが、昨年は、今お話がありましたように、八幡町の桜町地区の方に貸与をしております。それから参考までに、平成19年度は大和町の下栗巣地区に貸与をしております。それから平成18年度は大和町の上栗巣地区に配備をしております。

この軽可搬ポンプの配備につきましては、どういった方法で意見を聞くのかということであ りますが、いつも5月に日本消防協会の方から女性消防隊による安全で災害に強い地域づくり 推進事業、これに基づいて軽可搬ポンプを貸与していただけるわけなんですが、各振興事務所 の方に、各地域の方に要望がないかどうかの問い合わせを最初にします。それに基づいて意見 を聞いて決めるということにしております。ただ今年度は、5月にそういった照会をいたしま したけれども、要望がなかったということで申請をしていなかったんですが、また今年度7月 に再度県の消防協会の方から要望調査がありまして、そのときに改めて各地域へ確認したとこ ろ、今回、八幡町の小那比地区で要望があったということで補正に上げさせていただきました。 それから、女性防火クラブの存続ということについてなんですが、今話がありましたように、 現在は八幡地域と和良地域の2地域のみということであります。それで、各地域の女性防火ク ラブが解散しましたのは平成19年ぐらいからと思いますが、このころから各地域の女性防火ク ラブが解散をしていきました。その理由としましては、女性防火クラブイコール女性の会、婦 人防火クラブということでありますが、私が聞いておりますには、女性防火クラブが各地域に あったんですが、郡上の女性防火クラブ連合会というのが当然トップにあるわけなんですが、 年間を通してかなり各地域で女性防火クラブの委員になられた方がいろんな会議に出席をしな ければならない、または行事に出なければならないということで、そういったことがかなり負 担であったという理由で各地域の女性防火クラブが解散をされたということです。それで、消 防本部におきましても、女性防火クラブの地域における重要度については認識をしておりまし て、解散をされるという場面にうちの方からも出向きまして、何とか継続をしていただけない かという話も、当時の地域事務所長等と一緒に出向きましてお話をしたこともありますが、や はり先ほど言いました理由で、なかなか継続はしていただけないということです。

それで、その対応としまして、女性防火クラブにかわるものというような形になってしまうんですが、各自治会に女性連絡員というものを設けていただいて、その女性連絡員の方が、例えば消防本部なり市の方から女性防火クラブに関する行事とか、住宅火災警報機の普及・啓発とか、そういったことをお願いするときに、その自治会の中の女性連絡員という方を通してお

願いをしていくというような形にしたいということで、各地域、それから自治会の方にお願いをしましたら、それは置いていただけるということになりましたので、とりあえずはそういう形でやっていくと。今後、女性防火クラブのない地域につきましては、例えば消防本部、市としていろんなことをお願いしたいという部分もありますので、一応計画なんですけれども、来年度以降ですが、各地域にその女性連絡員を対象、またはそれ以外の方でも結構なんですけれども、そういった女性防火クラブ的なリーダーをつくっていこうというようなことを考えてはおります。その一環としまして、まず最初に来年度は郡上市北部、南部で地域の防災に関するような例えば講演会なんかをそれぞれ1回ずつやって、女性連絡員の方に参加をしていただいてまず話を聞いてもらうというようなことを一応考えております。以上です。

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは、質疑を終結し、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第177号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第177号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

それでは、休憩がありませんので、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を 予定いたします。

(午前11時41分)

○議長(池田喜八郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長(池田喜八郎君) けさほど報告いたしました12番 武藤忠樹君の欠席から遅参ということに変更いたしますし、5番の鷲見馨君は遅参の報告が出ておりましたけど欠席という連絡がありましたので、訂正をいたしておきます。

◎議案第178号について(提案説明・採決)

〇議長(池田喜八郎君) 日程9、議案第178号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)についてを議題といたします。 説明を求めます。

布田健康福祉部長。

〇健康福祉部長(布田孝文君) それでは、議案第178号を説明させていただきます。

平成22年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12 月6日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,135万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,729万6,000円とし、直営診 療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万9,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ4億3,795万円とする。

2項以降は省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

皆様方の事業概要説明書の方につきましては9ページになっておりますので、両方一緒に見ていただければ幸いであります。

歳入でありますが、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税、補正額が6,298万4,000円の減でございます。区分としましては、医療給付費分現年課税分4,449万2,000円の減、後期高齢者支援金分現年課税分1,543万4,000円の減、介護納付金分現年課税分305万8,000円の減。それから退職被保険者等国民健康保険税、補正額1,676万2,000円の減、医療給付費の現年度分について270万7,000円の減、後期高齢者支援金分現年課税分846万3,000円の減、介護納付金現年分559万2,000円の減でございました。このことにつきましては、本年の本算定の結果ということでありますが、減額をいたしました大きな理由としましては、21年度のいわゆる基準総所得額が94万ほどでございましたが、22年度は景気の後退といいますか、82億というようなことで所得が減ったもんですから、御承知のように、国税を掛けていく場合に所得割ということで税から掛けていくもんですから、その分減ってきたということがございます。それから、対象の被保険者数が、例えば一般被保険者でありますと、当初は1万3,620人ほど見ておったわけですけれども、人口減少ということも伴いまして、被保険者の人数も1万3,020人というふうに今減ってきておるという中で、人口減と所得の減ということで保険税の方が減額をさせていただいたということでございます。

次に国庫負担金でありますが、療養給付費等負担金、補正額917万7,000円、これは過年度分の精算でございます。

特定健康診査等負担金65万6,000円の増でございますが、これは特定健診に伴う過年度分の 精算でございます。

次に療養給付費等交付金でございますが、療養給付費等交付金、補正額が1,076万4,000円で ございます。支払基金からの額確定に伴うものでございます。

次に前期高齢者交付金、補正額107万3,000円でございますが、これも交付決定の通知の確定 によるものでございます。

次に県支出金、県負担金、特定健康診査等負担金、補正額65万6,000円でございますが、このことにつきましても、21年度の実績に伴う交付金の追加でございます。

次に県補助金、財政健全化補助金、補正額1,143万円でございます。これは、当初は22年度の見込みで福祉医療の償還分についてはないというようなことを県の方から聞いておりましたが、その後、今回補正させていただきます金額につきまして県の方から通知があったということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、めくっていただきまして8ページでございますが、一般会計繰入金1,434万円の減でございます。内訳は、財政安定化支援事業繰入金で1,420万9,000円の減、事務費等繰入金で165万円の増、総合保健施設事業繰入金で178万1,000円の減でございます。これは先ほどの一般会計のところで御説明させていただいたものでございます。

次に基金繰入金でございますが、補正額4,800万円、基金につきましては、今回、歳入の方での税収入が減ということもございますし、後ほど歳出の方での医療費等の増ということで、4,800万円を今回基金から繰り入れをさせていただくことといたしました。

繰越金、その他繰越金で補正額1億368万5,000円でございます。

歳出の方でございますが、9ページであります。

徴税費、賦課徴収費、補正額165万円、これは情報センター処理等の委託料の増というようなことでございます。

次に保険給付費の中の退職被保険者等療養給付費、補正額2,600万円でございます。これは 退職被保険者に係るいわゆる給付費の増ということでございます。

次に高額療養費、一般被保険者高額療養費、補正額6,200万円、これにつきましては、一般 被保険者の方々の高額療養費の給付費が増ということで、当初伸び率としては3%ほどを見込 んでおりましたけれども、今の実績、4月から12月までの支給実績から約20%ほどの伸びがあ るということでございます。

次に退職被保険者等高額療養費につきましては250万の増でございます。理由は同じでございます。

次に、めくっていただきまして、10ページでございます。

後期高齢者支援金、補正額が75万5,000円でございますが、額の決定ということでございます。

次に特定健康診査等事業費でありますが、これは財源の組み替えでございます。

次に総合保健事業費、総合保健事業費、補正額178万1,000円の減でございますが、これは職員の給与関係でございます。

次に償還金及び還付賦課金、償還金、補正額23万1,000円でございますが、これは療養給付費等の負担金、老健の医療費分拠出金、出産一時金の補助金に係る償還金でございます。

次に、めくっていただきまして、19ページをお願いいたします。19ページにつきましては直 営診療の関係でございます。

歳入でございますが、外来収入ということで、その他の診療報酬収入、補正額12万円でございます。これは歯科の矯正に伴う収入を見込んでおります。

繰越金、前年度繰越金で247万9,000円でございます。

めくっていただきまして、20ページをお願いいたします。

歳出でありますが、総務管理費、一般管理費で補正額259万9,000円、高鷲診療所におけます職員の給与、和良歯科診療所の職員の給与、和良診療所の職員の給与、それから和良歯科診療所の管理費ということで12万円を組ませていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第178号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第178号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第179号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程10、議案第179号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計補正 予算(第1号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

〇水道部長(木下好弘君) 議案第179号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号) について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,317万円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,224万9,000円とする。

以降は省略をさせていただきます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正でございます。変更でございまして、まず簡易水道事業で補正前限度額 2億1,570万円を補正後2億2,390万円、820万円の追加を行うものでございます。辺地対策事業で1,980万円を2,160万円、180万円の追加を行うものでございます。それから過疎対策事業で1億1,780万円を1億1,530万円、250万円の減額を行うものでございます。合計といたしまして、補正前限度額3億5,330万円を補正後限度額3億6,080万円、750万円の追加を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。

また、事業概要の主な説明につきましては、事業概要説明一覧表の13ページでございますので、お願いをいたします。

歳入でございますが、款1の営業収益、項2の営業外収益の繰入金で1,870万2,000円の減額でございます。これは一般会計繰入金の減額でございまして、職員給与費の減に伴いまして減額を行うというものでございます。

続きまして繰越金でございますが、553万2,000円の追加でございます。これは施設管理費及 び消費税の追加補正に伴う財源とするものでございます。

続きまして款 2 資本的収入、項 1 建設改良事業収入、目 3 の市債でございますが、750万円の追加でございます。これは建設改良事業の本年度施行分の決定によりまして起債対象事業費の増減を行うものでございまして、先ほど地方債補正にございましたように、簡水債で820万円の追加、辺地債で180万円の追加、それから過疎債で250万円の減を行うものでございまして、主に相生簡水、神路簡水、和良の統合簡水事業に伴うものでございます。

続きまして目4の繰入金でございます。1,300万円の減額でございますが、これは一般会計の繰入金を減するものでございまして、建設改良費の財源組み替えに伴いまして実施をするものでございます。

続きまして、目5の諸収入で550万円の追加でございますが、これは雑入で550万円でございますが、相生簡水、和良統合簡水事業に係ります消火栓設置負担金の増に伴うものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1事業費、項1の営業費用の目1総務管理費で1,870万2,000円の減額でございます。内訳といたしまして、職員給与費で1,870万2,000円の減額でございますが、これは職員の異動、給与改定等に伴うものでございます。

続きまして、目2の施設管理費で400万円の追加でございます。内訳といたしまして、需用費の修繕料で400万円でございますが、これは、落雷や老朽化等に伴います機器ふぐあいや、漏水等に伴います緊急修繕費を予算措置しておるわけでございますが、今年度につきましては、11月末で当初予定をしておりました分をほぼ消化するような状況でございますために、前年同期の12月から3月までの不慮の事案に対処するために前年同期実績の約400万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、項2の営業外費用でございますが、目2の消費税及び地方消費税で153万2,000 円の追加でございます。これは公課費で153万2,000円の追加でございますが、今年度消費税の 確定納付に伴うものでございます。

続きまして、款 2 資本的支出、項 1 建設改良費の改良費でございますが、これは財源の組み替えを行うものでございますが、先ほど歳入の5 ページで説明をいたしました款 2 資本的収入、項 1 建設改良事業収入の説明内容のものでございます。以上でございます。

〇議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第179号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第179号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第180号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程11、議案第180号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予

算(第3号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

○水道部長(木下好弘君) 議案第180号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12 月6日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ364万6,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,791万2,000円とする。

2項につきましては省略をさせていただきます。

2枚おめくりをいただきまして、4ページをお願いいたします。

事業概要の主な内容につきましては、事業概要説明一覧表の14ページから15ページに掲載を いたしておりますので、参考としていただきますようにお願いをいたします。

歳入でございますが、款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 の一般会計繰入金で164万4,000 円の減額でございます。これは職員給与費及び建設改良費の補正に伴うものでございまして、 内訳といたしまして、公共下水道の一般会計繰入金で595万1,000円の追加、特定環境保全公共 下水道事業一般会計繰入金で347万円の減額、農業集落排水事業一般会計繰入金で412万5,000 円の減額でございます。

続きまして、款6繰越金、項1繰越金でございますが、これはいずれも八幡地域の分担金の一括納付報奨金及び消費税の補正財源と今回の補正財源とするものでございまして、公共下水道事業繰越金で105万2,000円の追加、特定環境保全公共下水道事業繰越金で185万4,000円の追加、農業集落排水事業繰越金で144万9,000円の追加、個別排水事業繰越金で92万円の追加、集合処理事業繰越金で1万5,000円の追加でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1の総務管理費、項1総務管理費の総務管理費で52万7,000円の減額でございます。まず内訳といたしまして、職員給与費で91万円の減額でございます。これは職員の異動、給与改定等に伴うものでございます。それから下水道事務経費といたしまして、報償費で38万3,000円の追加でございますが、これは八幡地域の単年度下水道分担金の納付におきまして、八幡地域の場合は一括納付をされた方には一括報奨金を支払う制度がございますが、これが予定より多

くなったことによるものでございます。分割納付よりも一括納付を選択された結果ということでございます。内訳といたしまして、公共で11万6,000円、農集で3万1,000円、個別で23万6,000円でございます。

続きまして、目2の消費税及び地方消費税で490万7,000円の追加でございます。これは公課費で490万7,000円でございますが、今年度消費税の確定納付に伴うものでございます。

続きまして、款3建設費、項1建設費の目1公共下水道建設費で261万円の追加でございます。内訳といたしまして委託料で261万円でございますが、これは八幡町の初納区画整理区域を、現在まだ区画整理中でございまして、下水道事業を行う際に事業区域外といたしておりましたが、区画整理が現在進んでおります関係で、このエリアを下水道の事業区域とするために認可変更申請手続に要する経費を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。

目 2 特定環境保全公共下水道建設費で178万円の減額、続きまして目 3 の農業集落排水建設費で156万4,000円の減額でございますが、これはいずれも事業支弁人件費の減額に伴うものでございまして、特定環境保全公共下水道につきましては大和地区の事業、美並地区の事業、それから農業集落排水事業につきましては相生の事業に係るものでございます。以上でございます。

〇議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。
議案第180号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第180号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第181号について(提案説明・採決)

〇議長(池田喜八郎君) 日程12、議案第181号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算 (第3号) についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

〇健康福祉部長(布田孝文君) 議案第181号 平成22年度郡上市介護保険特別会計補正予算 (第3号) について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12

月6日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,978万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,038万8,000円とする。

おめくりいただきまして、大変恐縮ですが、7ページの歳出の方をまず見ていただきたいと 思います。

事業概要につきましては、18ページのところに細かく書いてございますので、見ていただければわかるというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。事業概要は18ページの方でございます。

歳出の方から、大変申しわけございません。

歳出、総務管理費の方でございますが、一般管理費で補正額69万7,000円の減でございます。 これにつきましては職員の給与費等でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、介護サービス等諸費ということで居宅介護サービス給付費、補正額が4,318万円でございます。概要のところを見ていただきますと、利用件数、単価等が3月から7月分の給付実績により見込みますと、当初予算に比べまして決算見込み額が書いてございますが、その増加分につきまして今回補正をさせていただくということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、補正予算書の方、8ページをめくっていただきますと、地域密着型介護サービス給付費でございますが、補正額が227万9,000円でございます。同じく概要のところで書いてございますように、当初の見込みと実績から今回227万9,000円をお願いするものでございます。この事業につきましては、バラの家、コスモス苑等のグループホーム等を利用された方々の給付費がふえてきておるということでございます。

次に、施設介護サービス給付費でございますが、補正額764万3,000円でございます。これも 3月から7月までの給付の実績に合わせて補正をさせていただくものでございます。この事業 につきましては、白鳳、ヴィラふくべ、和良老健等々の施設を利用した方々の給付費がふえて おるということでございます。

次に居宅介護サービス計画給付費でございますが、2,687万7,000円の増でございます。同じく実績によるものでございますが、ケアプラン等々の介護者の作成費の増ということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に包括的支援事業・任意事業費、包括的支援事業費でございますが、補正額50万円でございます。これは職員の給与に関するものでございます。

それでは、申しわけございませんが、戻っていただきまして、歳入の方、予算書は5ページ になりますが、よろしくお願いします。

概要の方は16ページになろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

国庫負担金でございますが、介護給付費負担金で1,561万3,000円でございます。歳出の方で 御説明させていただきましたものでございますが、概要の方を見ていただきますと、居宅介護 サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービス、居宅介護サービス計画給付費、先ほ ど歳出の方で説明させていただきましたが、それぞれのサービス費に関します国の負担20%、 20%、15%、20%ということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に国庫補助金、調整交付金659万8,000円でございます。このことにつきましては、介護給付費の増に伴う介護給付費の8.25%を交付金でいただいております。

次に、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)20万円でございますけれども、これは歳出でありました包括支援センターの職員の関係の50万円の40%相当を国庫の方からいただいております。

次に支払基金からの交付金でありますが、介護給付費交付金ということで2,399万3,000円でございます。先ほどの国庫と同じように、四つのサービス費に関しますそれぞれ支払基金からの30%相当をいただくものでございます。

次に県負担金、介護給付費負担金1,038万1,000円でございますが、これも同じく四つのサービス事業費の県の負担12.15%、17.5%でございますけれども、それぞれ概要に書いてあります県の負担分としていただくものでございます。

めくっていただきまして6ページでありますが、地域支援事業交付金、補正額が10万円でございますが、県の方の地域包括職員の分の負担20%分をいただくものでございます。

次に他会計繰入金でございますが、介護給付費繰入金で999万8,000円、これは市の方の四つのサービス事業に関します負担金でございます。

それから、その他一般会計繰入金69万7,000円の減額でありますが、人件費分相当に関する 減額でございます。

次に地域支援事業繰入金10万円でありますが、50万円の市の事業費負担金20%分でございます。

次に基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金、補正額が1,349万6,000円でございますが、このことにつきましては、介護給付費の増に伴います、いわゆる1号被保険者の保険料の分につきまして、基金の方から繰り入れて行うものでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〇議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第181号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第181号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第182号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程13、議案第182号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計 補正予算(第1号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

〇健康福祉部長(布田孝文君) それでは、議案第182号でございます。平成22年度郡上市介護 サービス事業特別会計補正予算(第1号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12 月6日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成22年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ712万3,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,605万5,000円とする。

2項以降は省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

事業概要説明書につきましては19ページになりますので、よろしくお願いいたします。

歳入でありますが、一般会計からの繰入金、補正額545万6,000円の減でございます。事業概要に書いてございますように、偕楽園、白鳥病院、和良老健に関しますそれぞれ繰越金の補正、 人件費等々の補正等々でございます。

次に繰越金、前年度繰越金1,257万9,000円、それぞれ同じように偕楽園、白鳥病院、和良老 健の3施設につきます前年度の繰越金の額決定によるものでございます。

次に5ページでありますが、歳出、総務管理費、一般管理費、補正額673万5,000円、このことにつきましては、郡上偕楽園、白鳥病院、和良老健施設のそれぞれ3施設の職員の給与並びに郡上偕楽園の養護事務経費119万2,000円でございます。この119万2,000円につきましては、

介護職員をなかなか募集しても日々雇用等々の職員がないわけでございますが、その介護職員 の分のヘルパー業務を一部シルバー人材センターの方に委託したというものでございます。

次に財産管理費、補正額38万8,000円、これは偕楽園の施設管理費ということで、ガスの配管修繕に伴う需用費でございますので、よろしくお願いいたします。

めくっていただきまして6ページでありますが、公債費、元金、利子ともに財源の組み替え によるものでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〇議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。
- ○4番(野田龍雄君) 歳出のところの偕楽園の特別養護事務経費ですね。職員不足でシルバーをということが書いてあるんですけれども、前々から職員さんの待遇が悪いんじゃないかというような心配もされておって、少しはそれを改善する動きもあったというようなことの中で、なかなかまだ職員さんが充足するに足らないというこの結果であるなというふうに見たんですけれども、その辺の事情について、やはりなかなか募集しても集まってもらえないのか、また何かほかの理由もあるのか。そしてシルバーをお願いせんなんということは、あまり適正ではないというふうに思うんですけれども、その辺の事情を説明してください。
- 〇議長(池田喜八郎君) 牛丸郡上偕楽園長。
- ○郡上偕楽園長(牛丸寛司君) シルバーの件でございますけど、特に日々雇用を募集したんですけど、現在、市の中で二つの施設が新しくできるということで、そちらの方へ多分応募されているんじゃないかということ、特にことしの場合、非常に応募が少ないという状況でございます。シルバーの方にお願いしていますのは、偕楽園を定年退職された方が見えますので、技術的にもありますので、その方に今来てもらっている状況でございます。特に先ほど言いましたように、なかなか応募がないというのはことしの特殊事情じゃないかというふうに思っておりますので、お願いします。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。
- ○4番(野田龍雄君) 新しい施設ができて、そちらへ応募してみえるんやないかという今話ですけれども、内容はやっぱり待遇面やないかというふうに思うんです。そういった点でかなりのそういう差があるのか、また、そのほかの理由もあるかもしれませんが、募集をしてみえて、何とか経験者は結構あるもんで、今も年配の方、退職者をという話がありましたけれども、私が知っておる人でも、そういう経験があって、まだそんなに年ではないという人もあります。けれども、お聞きをすると、大変待遇がよくないというようなことのようであります。詳しく

は聞いておりませんけど。そういった点でやっぱり募集の工夫とか、そういう待遇の改善をしていくのが必要じゃないかというように私は思うんですけれども、もちろん会計、財政の問題もありますので、一概にはできませんけれども、そういった点での検討をされておるのかどうかをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(池田喜八郎君) 牛丸郡上偕楽園長。
- ○郡上借楽園長(牛丸寛司君) 待遇の方ですけど、市内のほかの施設に比べても特に悪いとは思っておりません。ただ、夜勤というのがちょっとお願いしておるところがありますので、偕楽園じゃなくてほかの施設も夜勤があるんですけど、その関係がちょっと、応募される方の中には夜勤は嫌ですよという方が見えるんじゃないかと思います。特段、非常に悪いという状況じゃなくて、勤務体系の関係は早出、遅出とかいろいろありますので、その関係で若干考えられる方があるんじゃないかというふうに思っていますので、よろしくお願いします。
- ○議長(池田喜八郎君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは質疑を終結し、討論を行います。 討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第182号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第182号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第183号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程14、議案第183号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会 計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長(田中義久君) 議案第183号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補 正予算(第2号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして表題部ですが、平成22年度の郡上市ケーブルテレビ事業特別

会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,234万7,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億192万4,000円とする。

第2項は省略をさせていただきます。

2枚おめくりをいただきまして、事項別明細の4ページの歳入から御説明を申し上げたいと 思います。

あわせて事業概要説明一覧表の方は20ページに歳入歳出ともに説明がございますので、ごらんをいただきたいと思います。

初めに款3繰入金、他会計繰入金でございますが、補正の額が△の20万8,000円でございます。これは運営費の繰入金の戻しということになりますが、今回の職員の人事院勧告等に伴います減額の措置、それから共済費の負担比率の変更等による増額分等がございまして、この分の職員5名分の中身でございます。

それから款5の諸収入、雑入の方ですが、こちらは補正額1,255万5,000円を計上させていただきました。説明の一覧表にありますように、これは昨年度の伝送路及び音声告知端末の落雷、火災、獣害等に対します損害保険金の額が決まってまいりましたので、この分を歳入として受けるものでございます。中身的には、平成21年度分でございますけれども、音告の端末で落雷が168件、火災が1件ございます。それから伝送路につきましては、落雷が5ヵ所、獣害が4ヵ所、火災が3ヵ所ということで、合計で言いますと、端末が169台、それから伝送路では全部で12ヵ所の被害に対しまして損害保険の請求をしたところでございます。1,621万7,120円の請求金額に対しまして、個別にそれぞれ査定がなされます。全体の合計の査定の平均でいきますと7割7分、77%程度の査定となりまして、1,255万6,534円のこのほど収入となるということになります。

続きまして、歳出の方でございます。

まず運営費のケーブルテレビ運営費でございます。ここでまず287万5,000円の増額の補正をさせていただきます。職員給与費につきましては先ほどの20万8,000円の減額、ケーブルテレビ運営事業の中で308万3,000円という金額で上げさせていただいておりますが、これは節25の積立金の308万3,000円でございます。この次に御説明いたしますインターネット運営費の中の947万2,000円、これは修繕料でございますが、先ほどの保険金の収入のいわゆる修繕料に充当する分の残った部分を積み立て、基金の方に昨年度既に支出しておる分でございますけれども、308万3,000円につきましてはこの基金の方に積み戻すといいますか、積み立てるということにさせていただきたいと思っております。

インターネット運営事業の947万2,000円ですが、こちらにつきましては落雷等の被害による

音声告知端末等の修繕費用等の額でございます。修繕につきましては、1年待っておれんもんですから、それぞれ現年度ですぐ対応するわけでございます。22年度のこれまでの保険請求をしておる内容でございますけれども、音声告知端末で60台、伝送路につきましては9ヵ所で、故障及び被害の対応をいたしまして、保険請求をしておるところでございます。今般、947万2,000円につきましては増額補正をしていただきまして、修繕を年度内適切に執行していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

〇議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。
- ○15番(清水敏夫君) それでは、ただいまの件ばかりではないと思うんですけれども、損害保険金の請求のことについて、これは総務部の方にもかかわるんかもしれませんが、1年間通して、今、ケーブルテレビの告知装置を初め、公用車の事故、それとか公共施設の雪害、雷での破損、そういった場合に請求がされて、そして交付決定がされてくるわけですけれども、郡上市全体として、町村用物件の何かそういう保険の機構があると思うんですけれども、年間どのくらいの掛金が掛けられておって、こういった形でどのくらい掛金に対して損害補償した場合に見てもらえるのかというようなことが、例えば年間を通して、掛金に対して交付額といいますか、保険金額といいますか、そういったものの相互関係というものがもしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。以上です。
- 〇議長(池田喜八郎君) 田中市長公室長。
- ○市長公室長(田中義久君) ケーブルテレビにつきましては、別途、共栄火災海上保険ということで損害保険をお願いしておりますが、こちらの方は、保険料が伝送路等の設備の保険として438万8,950円、こういう額で保険をお願いしております。別途の保険ということであります。よろしくお願いします。
- 〇議長(池田喜八郎君) 山田総務部長。
- ○総務部長(山田訓男君) 建物、自動車につきまして、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど取り寄せて御報告したいと思います。
- ○議長(池田喜八郎君) よろしいですか、後ほど資料。
- **〇15番(清水敏夫君)** はい、結構です。
- ○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑を終結し、討論を省略し、採決をいたします。
議案第183号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第183号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第184号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程15、議案第184号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特 別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

常平教育次長。

○教育次長(常平 毅君) それでは、議案第184号について御説明申し上げます。

平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12 月6日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年度郡上市の青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,511万円とする。

2項については省略させていただきます。

おめくりいただきまして、4ページでございます。

歳入でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金でございますが、2万3,000円の減額補正でございます。基金利子の確定によるものでございます。

次、繰入金、基金繰入金、奨学基金繰入金1,056万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、前年度繰越金の増額に伴いまして、基金繰り入れの必要がなくなったということから、全額減額補正をさせていただくものでございます。

繰越金、前年度繰越金でございますが、842万5,000円の増額補正でございます。前年度繰越金878万5,000円を確定いただきました。それに伴います増額補正でございます。

諸収入、貸付金元利収入、貸付金元利収入ということで49万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、奨学貸付金償還金でございますが、1名の方が一括償還をされたということから増額補正をさせていただくものでございます。

5ページ、歳出でございます。

基金運営費、奨学貸付金でございますが、166万1,000円の減額補正でございます。内訳でございますが、貸付金279万円の減額補正でございます。これにつきましては、月額貸し付けにつきまして、新年度10名を予定してございましたが、3名の確定ということでございまして、7名分を減額してございます。それから継続の貸し付けにつきまして、7名ございましたが、1名退学をされまして、その分の減額が27万円ございます。合わせまして貸付金279万円の減額補正でございます。あとにつきましては積立金112万9,000円ということでございまして、月額貸し付け等の不用額、あるいは繰越金の増等から、積立金の増額補正をさせていただくものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) それでは、質疑を行います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。
- ○4番(野田龍雄君) 今回減額ということで、そしてそのうち積み立ても100万円ほどと。あるいは繰入金も繰り戻すというような形で一応補正がされておるわけですけれども、先ほど説明の中でも、10名予定が3名しかなかったというようなこともお聞きしますし、中には1人退学をされてというようなこともお聞きしましたので、恐らく事情としては随分厳しい事情の中で進学をされておるというふうに私は思うんです。そういう中で、やはりこういう育英資金が若い将来のある人たちの支えになっていくと、励ましになるということが非常に大事ですので、10名あれば、もっとふやせなきゃいかんと思うんですが、これは実際は応募がなかったのか、この前の説明、決算のときには、やっぱり所得制限というものがあるもんで、十分それができていないと。今後検討したいというようなお返事もいただいたんですけれども、その辺の事情について、せっかくある奨学資金制度が十分機能していないんではないかという感じがしますので、その御説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(池田喜八郎君) 常平教育次長。
- ○教育次長(常平 毅君) 奨学金の申し込みに対します貸し付けということでございますが、 今年度の場合におきましては、実際に申込者がこれだけしかなかったということでございます。 それで、この奨学金制度につきましては、郡上市で奨学金制度を設けてございますが、これは いろんな奨学金制度がございます。一番大きいのは独立行政法人の日本学生支援機構、ここが 一番大きくございまして、県のそういった制度もございます。あるいは学校が行っている場合 もございます。民間もございます。そういった中で、利用者の方がその制度を見られて、いろ いろ選択をされての結果だというふうにとらえております。ただ、郡上市におけます制度が本 当に皆さんに幅広く周知されて使いやすいものになっているかどうかにつきましては、その基

準も含めまして、あるいは貸付額ということもひょっとしたらあるかもしれません。それから 貸し付けの申請とか、そういう時期もあるかもしれません。そういったことを総合的にちょっ と精査をさせていただきながら、今後につなげていきたいというふうに思ってございますので、 よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

- ○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。
- ○4番(野田龍雄君) 説明では申しわけなかったと。いろんな事情があるやろうと私は思います。私も、民間の奨学資金をよく知っておる方があるんですけれども、やってみえる方が。そこなんかでお聞きしますと、募集すると、やはりそんなに大勢募集できないもんですから、限度があるもんで、お断りをするというようなことも聞いております。何とかもうちょっとふやしたいんだが、それほど資金があるわけやないしというようなことでね。一方ではこうやって十分活用されない、余って積み立てたりしているところもあるということで、今言われたようないろんな条件を工夫して、一層活用できるような、そういう方向へ持っていっていただきたいなというふうに思いますので、要望をいたしておきます。
- ○議長(池田喜八郎君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(池田喜八郎君) 質疑を終結し、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第184号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第184号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

それでは、ここで15番 清水敏夫君の先ほどの質問についてお答えをいたします。 山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) それでは、先ほどの質問にお答えさせていただきたいと思います。 建物、それから自動車、両方とも通じてですが、保険は財団法人の全国自治協会というとこ ろでの保険に加入をしております。

それで、加入の状況ですが、一般会計で申し上げますと、建物ですが、施設数ですが、509 施設に対して720万3,635円という掛金を22年度支払ってございます。この補償の内容ですけれ ども、非木造ですと100%、木造ですと70%その補償をしていただけるということで、21年度 中の保険料の状況ですが、33件被害がありまして、保険金としましては3,700万円受け入れをさせておっていただきます。こちらが建物の方でございます。

一方、自動車の関係ですが、一般会計では台数としましては481台分加入をしてございまして、額が22年度1,292万4,660円でございます。補償内容は、対人が無制限、対物につきましては700万円が上限ということで、これの21年度中の件数ですが、51件ございまして、都合700万円保険料をいただいたという状況でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(池田喜八郎君) 田中市長公室長。
- ○市長公室長(田中義久君) すみません。先ほどちょっと慌てて申し上げたもんですから、保険料の件ですが、追加して御説明させてもらいます。

伝送路等の設備全般につきましての保険料は先ほどの438万8,000円でございますが、もう一つ、端末関係があります。端末関係につきましては個別で相当な数に上がるわけですけれども、これが542万4,000円、先ほどの同じ共栄火災海上保険ですけれども、こちら側もありましたので、ちょっと追加して御説明させてもらいました。よろしくお願いします。

◎議案第185号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) それでは日程16、議案第185号 平成22年度郡上市和良財産区特別会 計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) 議案第185号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計補正予算(第3号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚めくっていただきまして、1ページでございます。

平成22年度郡上市の和良財産区特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178万4,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,296万7,000円とするでございます。

2項につきましては略させていただきます。

4ページを見ていただきたいと思います。

歳入で財産収入の財産売払収入、不動産売払収入とございますが、178万4,000円追加をさせていただくと、増でございます。立木の売り払いということでございます。このことにつきましては、第1回の補正によりまして604万6,000円補正をさせていただきました。当初予算は60

万円組んでございまして、第1回補正で604万6,000円補正をさせていただきました。この内容でございますけれども、白鳥中学校の建設の折に和良の財産区から切り出した材を活用したいということでこの額を見込んだわけなんですが、その後、最終的に切り払いをしました折に、材の方では当初300立米予定しておりましたが、約327立米ということで27立米増ということでございますし、また、その折の単価につきましても約2万円相当ということで予算計上をしてございましたが、結果的に約2万4,000円の単価で売り払いができたというような状況で今回この額を補正してございます。

そして歳出でございますが、総務管理費の一般管理費67万円、繰出金で上げてございます。 一般会計の方へ繰り出しをし、先ほど一般会計の方でも御説明しましたが、福祉向上事業補助 金ということで、内容としましては安郷野自治会のそうした事業に活用したいという内容のも のでございます。

そして、予備費111万4,000円計上をさせていただくということで補正を組んでございます。 以上でございます。

〇議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第185号については、原案のとおり可とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第185号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第186号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程17、議案第186号 平成22年度郡上市水道事業会計補正予算(第 1号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下水道部長。

〇水道部長(木下好弘君) 議案第186号 平成22年度郡上市水道事業会計補正予算(第1号) について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12 月6日提出、郡上市長 日置敏明。 2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

総則でございます。第1条、平成22年度郡上市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。 款 1 八幡地域水道事業費用及び第 1 項営業費用でそれぞれ59 万 4,000円 を減額いたしまして、それぞれ補正後の予定額を 1 億 2,173 万 1,000円、 1 億 1,043 万 9,000円とするものでございます。

続きまして第2款の白鳥地域水道事業費用、第1項営業費用でございますが、それぞれ76万6,000円を追加いたしまして、1億5,845万3,000円、1億1,050万円とするものでございます。 続きまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第6条に定めた経費の予定額を次のとおり補正する。

職員給与費でございますが、八幡地域水道事業で59万4,000円の減額をいたしまして4,057万6,000円に、白鳥地域水道事業で76万6,000円の追加をいたしまして2,129万4,000円とするものでございます。

3枚おめくりをいただきまして、6ページをお願いいたします。

今回の補正の内容でございますが、収益的収入及び支出でございます。支出でございますが、 1款、2款ございますが、いずれも職員の異動、給与改定等に伴います補正でございますので、 お願いをいたします。

款1の八幡地域水道事業費用、項1営業費用でそれぞれ59万4,000円の減額でございます。 内訳といたしまして、目2の配水及び給水費で25万6,000円の減額、目4の総係費で33万8,000 円の減額でございます。内容につきましては節にそれぞれ記載をいたしておりますので、お願いをいたします。

続きまして款 2 白鳥地域水道事業費用、項 1 の営業費用でそれぞれ76万6,000円の追加でございますが、内訳といたしまして、配水及び給水費で8万3,000円の減額、総係費で84万9,000円の追加でございます。これにつきましても、内訳につきましてはそれぞれ記載をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

〇議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

議案第186号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第186号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第187号について(提案説明・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程18、議案第187号 平成22年度郡上市病院事業等会計補正予算 (第1号) についてを議題といたします。

説明を求めます。

猪島郡上市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長(猪島 敦君) 議案第187号 平成22年度郡上市病院事業等会計補正 予算(第1号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成22年12 月6日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

総則、第1条、平成22年度郡上市病院事業等会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成22年度郡上市病院事業等会計予算第2条に定めた業務の予定量 を次のとおり補正する。

第1号でございますが、年間延べ患者数でございます。郡上市国保白鳥病院入院分でございますが、既決予定量に730人を追加し1万8,250人とするものでございます。また、訪問看護ステーションでございますが、既決予定量に243人を追加し2,187人とするものでございます。

第2号でございます。1日の平均患者数でございますが、国保白鳥病院の入院分でございます。既決の予定量に2人を追加し50人とするものでございます。また、同じく訪問看護ステーションでございますが、既決予定量に1人を追加し9人とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、収益的収入及び支出でございます。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。第1款の郡上市民病院事業収益の第2項医業外収益でございます。既決予定額に118万8,000円を追加し2億1,775万2,000円とするものでございます。また、2款の郡上市国保白鳥病院の事業収益でございます。第1項の医業収益の既決額に1,135万9,000円を追加し10億7,891万円とするものでございます。また、2項の医業外収益でございますが、既決予定額に27万5,000円を追加し1億2,231万3,000円とするものでございます。3項でございますが、訪問看護ステーション事業収益でございます。既決予定額に277万1,000円を追加し1,858万9,000円とするものでございます。また4項特別利益でございますが、既決予定額に90

万円を追加し190万円とするものでございます。収入の合計といたしまして、既決予定額39億533万9,000円に補正予定額1,649万3,000円を追加し、総額で39億2,183万2,000円とするものでございます。

支出でございますが、第1款の郡上市民病院事業費でございますが、1項の医業費用でございます。既決予定額から1,921万5,000円を減額し25億8,310万2,000円とするものでございます。第2款でございますが、郡上市国保白鳥病院事業費でございます。第1項の医業費用でございますが、既決予定額に1,530万5,000円を追加し11億4,372万7,000円とするものでございます。支出の合計といたしまして、既決予定額が39億6,215万9,000円から391万円を減額し39億5,824万9,000円とするものでございます。

第4条でございますが、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。これにつきましては議会の議決を受けなければ流用することができない経費でございまして、1号の職員給与費でございますが、既決予定額から391万円を減額し、23億345万6,000円とするものでございます。

また第5条でございますが、他会計からの補助金でございます。予算第9条中6,172万2,000 円を6,318万5,000円に改めるものでございます。

そうしましたら、15ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正の内容でございますが、事業予定量の増加に伴う収入の補正と、人事院勧告と予 算編成後の人事異動等に伴う給与費の補正でございます。

まず1款の郡上市民病院事業収益でございますが、医業外収益でございます。他会計補助金でございますが、118万8,000円を増額していただくものでございます。内容につきましては、児童手当制度から子ども手当制度に改正されたことによります増額分でございます。

1枚めくっていただきまして、郡上市国保白鳥病院事業収益でございますが、医業収益でございます。うち入院収益でございますが、642万4,000円を追加するものでございます。これにつきましては入院患者の増加によるものでございます。その他医業収益でございますが、493万5,000円を追加するものでございます。内訳といたしましては室料差額の収益、これは267万9,000円、これにつきましては個室の利用増に伴うものでございます。また、その他医業収益でございますが、225万6,000円の増額でございます。主治医の意見書及び自費材料使用料の増額でございます。

医業外収益でございますが、他会計補助金でございます。27万5,000円の増額でございます。 これにつきましては、市民病院同様でございまして、児童手当法から子ども手当の制度に変更 になったことによる増額分でございます。

続きまして、訪問看護ステーション事業収益でございますが、補正予算額277万1,000円を追

加するものでございます。これにつきましても利用者の増加によるものでございます。

特別利益でございますが、過年度損益修正益でございますが、90万円を追加するものでございます。これにつきましては、前年度の退職特別負担金の繰り入れの増加によるものでございます。

続きまして支出でございますが、1款の郡上市民病院事業費でございます。医業費用のうち職員給与費でございます。マイナス1,921万5,000円を減額するものでございます。内訳につきましては、給料、手当、賃金、法定福利費等でございます。

また、2款の郡上市国保白鳥病院事業費、医業費用のうち給与費でございますが、1,530万5,000円を追加するものでございます。内訳といたしましては、給料及び手当、賃金、法定福利費の変更によるものでございます。以上でございます。

○議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第187号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第187号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定いたします。

(午後 2時24分)

○議長(池田喜八郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時35分)

◎議案第188号について(提案説明・委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) 日程19、議案第188号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の 指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

常平教育次長。

○教育次長(常平 毅君) それでは、議案第188号について御説明申し上げます。

郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、 議会の議決を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称でございます。郡上市総合スポーツセンター、指定する団体でございますが、郡上市八幡町有坂644番地1、ドルフィン株式会社郡上支店、指定の期間、平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

当該施設につきましては平成18年度から指定管理者制度を導入してございまして、同じくドルフィン株式会社郡上支店に現在管理運営をしていただいているところでございます。その指定管理の期間が来年3月31日までになってございます。そうしたことから、広報とかホームページ等によりまして、郡上市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第2条によります公募を9月から10月にかけて行ってまいりました。その結果、当該法人1社のみの応募でございました。去る11月9日に郡上市指定管理者候補団体選定委員会設置要綱によります選定委員会を開催しまして、これまでの管理運営実績、さらには今後の管理運営方針、あるいは収支予算など、総合的な判断から、引き続き当該法人を指定管理者候補団体として選定をさせていただいたところでございます。そうしたことから今回提案をさせていただくものでございますが、どうぞ御審議のほどをよろしくお願いいたします。

〇議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第188号は、議案付託表のとおり所管の文教民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第188号は、議案付託表のとおり、 所管の文教民生常任委員会に審査を付託することを決定いたしました。

ただいま所管の文教民生常任委員会に付託しました議案第188号は、会議規則第46条第1項の規定により、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第188号については、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第189号について(提案説明・委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) 日程20、議案第189号 訴えの提起について(市営住宅明渡し等請求)を議題といたします。

説明を求めます。

井上建設部長。

○建設部長(井上保彦君) 議案第189号 訴えの提起について(市営住宅明渡し等請求)。

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを岐阜地方裁判所に提起し、または和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

記、相手方、議案書に示してございます以下の3名の方でございます。

2. 訴えの提起の理由、相手方の父親でございますが、この方は昭和46年から市営小野住宅に入居していたが、平成21年6月に死去した。公営住宅法及び郡上市市営住宅管理条例では公営住宅である市営住宅の使用権の相続による当然承継を認めていないため、本市は再三にわたり相続人である相手方に対し、遺留品及び増築建物の撤去または所有権放棄の書類提出を求めた。しかし、権利の承継を主張し、明け渡しに応じようとしないため、市営小野住宅の明け渡し及び増築建物の撤去について訴えを提起するもの。

3番目の請求の趣旨でございますが、一つが相手方に対し市営小野住宅の明け渡しを求める。 二つ目、相手方に対し増築建物の撤去を求める。

4番目で訴訟遂行の方針といたしまして、和解、上訴、その他本件処理に関する事項は市長 に一任する。

お手元の資料をごらんいただきたいと思いますが、建物の概要等について御説明を申し上げ たいと思います。

建物の位置でございますが、場所につきましては、1枚おめくりいただきまして、2ページ、3ページに位置図が出ておりますが、これは八幡信用金庫小野支店の国道472号を挟みましたはす向かいのところでございます。3ページの写真でいきますと、進入禁止のマークがありますところの住宅でございます。所在地は八幡町小野七丁目1の6ということでございます。建築年度が昭和30年でございます。それから建物の構造につきましては、コンクリートブロックづくりの平屋建てでございます。ここにつきましては4戸の長屋方式となっておりまして、面積が79.352平米でございますが、今回の対象の建物の床面積といたしましては、市営住宅部分が19.838平米で、本人が増築された分が29.2平米ということで、合計が49.038平米となっております。敷地につきましては275.59平米でございます。入居者はごらんのとおりでございます。それから、3ページ、4ページで建物の外観につきまして、表、あるいは裏からの写真がつけてございます。

5ページには建物の平面図でございますが、黒くなっているところが今回対象のところでございます。真ん中の②のところが市営住宅の部分ですが、左の小さなところと、それから右側の細長く伸びているのが本人が増築された部分でございます。

この住宅につきましては、この方が先ほど申しましたように昭和46年6月から入居されてお りましたが、平成21年、昨年の6月に死亡されたために、この方の遺留品がございますので、 遺留品の撤去と、それから増築された部分がありますので、これにつきましての撤去につきま して相続人の方にお願いをしておりましたが、特に相続人の長男の方が入居についての承継を 主張されまして、明け渡しを拒んでみえるというものでございます。なお、この住宅につきま しては、先ほど申しましたように、昭和30年に八幡町が小野住宅団地ということで16区画19戸 を供給しておりまして、その後、昭和51年には本区画のところを残しまして、それぞれの入居 者と関係者に払い下げが行われております。しかし、本住宅につきましては4戸の長屋であっ たということで、ほかにも居住してみえる方があったということから払い下げが行われず現在 に至っておったわけですが、平成19年にほかの方が退去されまして、今回のこの方の父親のみ ということになりましたので、前々からこの方、払い下げの要望が強かったということで、こ の方の父親と協議を進めておりましたが、高齢であったということから、この方の長男が、正 式には平成20年6月なんですけれども、本人の代理人となりまして、市との協議を進めてまい りました。協議では、相手方が申されるのは、市としては鑑定によりまして価格を設定しまし て、その価格での払い下げを申し上げたんですが、高いんで安くしてほしいということ、それ から、支払いについては一括じゃなくて分割でお願いしたいというようなことがありまして、 いろいろ協議をしたんですが、平行線のまま来ておりました。そんな中で、平成21年、昨年の 6月ですが、この方の父親が死亡されたということで、優先的な払い下げの権利については入 居の権利の継承は認められないということから、これまでの協議は打ち切りということで相手 方へ申し上げたところ、あくまでも権利の承継を主張されまして、なかなか明け渡しに応じて いただけないということで、今回訴えをするということになったものでございます。

市としては、建物も老朽化しておりますこともありまして、この団地につきましては一般競売によりまして処分をしたいというふうに考えておりますが、このままでは業務に支障を来すというようなことから、今回法的な措置をとりたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

〇議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第189号は、議案付託表のとおり、所管の産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第189号は、議案付託表のとおり、 所管の産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の産業建設常任委員会に付託いたしました議案第189号につきましては、会議

規則第46条第1項の規定により、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第189号については、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第190号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程21、議案第190号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) それでは、議案第190号につきまして御説明をいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。平成21年9月21日午前10時15分ごろ、郡上市白鳥町阿多岐地内において、公用車が県道へ進入する際、県道を走行してきた相手方車両と衝突した。市は示談により損害を賠償するということでございます。賠償の相手方につきましては、ここに掲げているとおりです。損害賠償の額ですが、295万2,783円という額でございます。

従来、専決処分でこの種の案件を御報告しておりますが、その折は100万円以下ということでの扱いで専決処分させていただいておりますが、今回のこの例につきましては額が100万円を超えるというものでございますので、こうして議案として上げてございます。議決をいただくように上げさせていただいております。

それで、若干補足説明させていただきますが、場所でございます。一番最後のページを見ていただきますと、白鳥の市街地から県道の316号線がございますが、阿多岐地域に向かっての路線でございます。その途中に阿多岐農村公園というのがトンネルを出たところの左手にございます。その駐車場から、当方、黒い印の車両が当方でございまして、県道に出ようとしたと。この車両でございますが、4トンの普通貨物で、ごみの収集車でございます。それで、この収集車は業者委託をしておりまして、運転はその業務先の運転手が当日運転をしておられたという内容のものでございます。そこへちょうど市街地の方から、相手方車両としてございますが、これは大型の二輪車でございまして、外国製のものでございますが、駐車場といいますか、県道316号線を下ってきたということでございます。道路は勾配がございますけれども、上がっ

てきたということでございます。当方の県道へ進入する際の確認が結果としまして不十分とい う経緯の中で、当方には被害はなかったんですが、相手方の二輪車がよけ損なうといいますか、 側面をかする程度に接触しまして、相手方は転倒をし、車両の破損と、それから身体的にも、 また後で触れますが、左鎖骨骨折をされたという内容の事故でございます。

それで、額の算定の関係でございますが、戻っていただきまして、資料の青紙をはねたとこ ろに積算してございますが、過失割合が市が90、相手方が10、9対1ということで、損害の程 度ですが、3のところで上げてございますが、相手方には左鎖骨骨折ということで、治療期間 が319日間、入院日数7日、通院日数61日ということでございます。そして、費用の関係でご ざいますが、2番でございます。①の損害額でございます166万9,000円としてございますが、 これは車両のそういう破損の相当額と、加えましてレッカー車の使用料、それからヘルメット 等、その折に着用していたものの痛めたスーツ等の損害品も含めての額でございます。これも 過失割合の90%を掛け合わせて150万2,100円という額が物損に相当するものでございます。そ れから人身のところでの被害でございますが、治療・入院、通院、入院諸雑費、その他、これ は眼鏡代ということでございますが、加えて休業損害、慰謝料等の合計額、③でございますが、 合わせまして128万3,197円。これに過失の相殺ですが、1割分を掛け合わせますと12万8,320 円。この過失分を引きまして、いわゆる⑤でございますが、証明料は足しますが、人身の関係 が合わせて115万5,477円という額でございます。さらに、その間、枠の下のところに健康保険 からの求償と⑧が書いてございますが、この保険の関係が29万5,206円という額が治療費にか かってございますので、トータル2番と5番と8番を足しました295万2,783円が賠償額という 額で求めたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 7番 山田忠平君。
- **〇7番(山田忠平君)** ちょっと1点聞くんですが、今ちょっと収集車で、それから市の方の委託とか、あるいは運転手がどうこうとか、もうちょっとわかりよく説明をいただきたいんですが。車も市のものなのかどうなのか。
- 〇議長(池田喜八郎君) 山田総務部長。
- ○総務部長(山田訓男君) この公用車でございますが、公用車は市の所有車両でございまして、 そういう意味で保険金の加入も市がしておるということでございます。ただ、その業務につき まして、ごみ収集業務を委託しておったと。車を貸与して、収集だけお願いをしておったとい う折に起きた事故という内容のものでございます。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 7番 山田忠平君。
- ○7番(山田忠平君) 内容はわかりました。この件を含めながら、もちろんこれは今、委託業務ですから、他の業者が入っておってあれですけれども、市の中でのいろんな事故が報告の方で出てきてもおりますし、全体的に、そしてまた、ここに出てこない軽物損といいますか、そんなことの修繕等のこともあろうと思いますが、その辺のことの全体的な件数がわかればとか、もしそのことがわからなくても、一番思うことは、市の職員の中の交通安全に対する教育、あるいはそういったことについてどのように取り組んでみえるか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- 〇議長(池田喜八郎君) 山田総務部長。
- ○総務部長(山田訓男君) 事故の発生状況といいますか、そのことでございますが、22年度、 今年度で言いますと、これまでに自損で15件、それから対物、相手方のある事故ですね。これ が6件、それから人に、今のようなケースで人身をということはゼロということで、合わせて 10月末現在で21件発生をしてございます。

指導といいますか、安全教育ということでございますけれども、市には安全運転管理者という名のもとで、本庁並びに地域事務所にそれぞれそういう立場の者を置きまして、平素から車両の点検のこともそうですし、運転に際しての指導もしておるという中で取り組みをし、このことにつきましては、そのための安全運転管理者の講習会、こちらの方へも当然参加をし、そういう事故の撲滅に努めておるということではありますが、なかなかこの内容を見ますと、ちょっとうっかりといいますか、ちょっとした注意を払えば防げたというものがございまして、その都度、安全運転についてはそういう指導をしてございます。

それで、事故が起きた場合の対応ですけれども、当事者が所属長の方へこういう事故の報告をし、その内容が人事担当といいますか、そういう部局へその後、所属長から報告されるということでございます。内容によりましては、法令に著しく違反しておるとか、あるいは事故後の対応に十分な対応がとってなかったとかいうような状況等々がないかどうかをよく調査といいますか、見きわめる中で、場合によっては懲罰委員会といいますか、そういうペナルティーを何がしかかけて、二度とこういうことのないようにということで厳しく対応するような仕組みは持っておったところなんですが、図らずもこういうような形で今回御報告することになりまして、大変申しわけなく思っております。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 7番 山田忠平君。
- **〇7番(山田忠平君)** 当然それなりのいろんなことをやってみえると思いますが、やはり市民 からすると、特に市の職員となると模範的なという受けとめもありますので、また特に過失割

合が市側にたくさんあるということについては、これ以外のことについて、その内容はどうか わかりませんけれども、またそういうことについて、より一層の職員の意識の徹底ということ も含めながら安全教育に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは、質疑を終結し、討論を行います。 討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第190号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第190号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第191号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(池田喜八郎君) 日程22、議案第191号 工事委託協定の締結について(長良川鉄道第 1 白鳥踏切移設拡幅工事委託業務)を議題といたします。

説明を求めます。

井上建設部長。

○建設部長(井上保彦君) 議案第191号 工事委託協定の締結について(長良川鉄道第1白鳥 踏切移設拡幅工事委託業務)。

次のとおり工事委託協定を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

1. 委託協定の目的、長良川鉄道第1白鳥踏切移設拡幅工事委託業務。2. 委託協定の方法、随意契約による。3. 委託協定金額3億5,739万円、4. 委託協定の相手方、岐阜県関市元重町74番地の1、長良川鉄道株式会社、代表取締役社長 日置敏明。5. 委託工事の場所、郡上市白鳥町白鳥地内、6. 委託工事の概要、土木工事一式、建築工事一式、軌道工事一式、電気信号工事一式。

1ページおめくりをいただきまして、資料の方をごらんいただきたいと思います。

工事の概要でございますが、業務名につきましては先ほど申しました白鳥第1踏切移設拡幅 工事委託業務でございます。場所につきましては白鳥地内、業務期間でございますが、本契約 締結の日より平成23年11月30日、協定金額は3億5,739万円でございます。請負業者につきましては長良川鉄道株式会社ということでございます。事業の内容でございますが、踏切の幅員延長が9.97メートル、道路幅員につきましては5.5メートル、全幅で9.75で歩道が2.5メートルということでございます。土木工事につきましては、踏切の新設、列車収納庫の起点側のさく垣の設置、検査坑ピット、旧第1白鳥踏切の撤去、続きまして建築工事の方でございますが、これにつきましては列車収納車庫の新設と改良でございます。これは列車の車庫とラッセル車の方の車庫も含んでございます。鉄骨づくりの構造となっております。それから軌道工事につきましては配線の変更でございますが、ラッセル車庫への進入路の線路の新設、列車収納車庫への進路の新設と、ラッセル車庫線の撤去、それから同じく旧の列車収納線の撤去でございます。電気信号工事でございますが、信号設備工事と通信設備工事でございます。それから熱風発生機ということで、熱風発生機3台を見ておりますが、これはラッセル車庫に設置するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、位置等がかいてございますが、場所につきましては美濃白鳥駅の北側のところで、1枚おめくりいただきますと、位置図ということで縦長の楕円の図面が出ております。これが長良川鉄道の白鳥駅を中心としたものでございますが、楕円の上の方に丸の中にバツが出ておりますが、これがここの部分を廃止して、下の黒いところ、これを現在、まち交事業で泉町線の新設工事を行っておりますが、ここに第1踏切を移設するということで、今回提案をするものでございます。

それから、2枚おめくりいただきまして、列車の収納庫の改築図面が出てございます。本工事につきましては、今言いましたように、まち交事業によりまして泉町線を開設するわけですが、それに伴いまして、白鳥第1踏切を現在の場所より約40メーター南側に設置するということからお願いをするものでございます。随意契約ということでございますが、これにつきましては、鉄道工事におきましては、旅客の安全確保を最優先としまして、工事のミスで列車を絶対にとめてはならないという非常に厳しい条件がありまして、さらには列車をとめることなく工事を進めるということで、蓄積された独自のノウハウが必要となってくること、それからまた、鉄道における作業員の接触事故が多発しているというようなことから、その対策として、鉄道事業者の責務として鉄道事業に精通した業者の選定や列車見張り員の教育訓練、その他資質向上について努力するようにという国交省からの通達も出されております。こういうことを受けまして、鉄道側の運転保安上並びに施設の管理運営上の観点から、同社、長良川鉄道に工事委託を行ったものでございます。

工事の概要です。細かいところを先ほど申し上げたんですが、概要といたしまして、この計画いたしました泉町線には、現状でいきますと4本の線路がありまして、ここに踏切を設置す

るということになりますと、横断者の安全の確保の問題、それから移設経費の軽減を図るということが問題となってきましたので、そこで八幡側に比較的用地の余裕があったということから、列車の車庫が、先ほどの縦長の楕円の図面をごらんいただくとわかるかと思いますが、図面向かって上の右側にバツが二つつけてございますが、これが現在、北濃側から車庫へ入るようになっております。それから左側にもバツが打ってございますが、ここは北濃側からラッセル車が下のバツの打ってあります車庫のところへ入るというようになっておりましたが、今言いましたように、下の方に長良川鉄道の余裕の用地があるということで、これを南側へ寄せて、泉町線の線路を2線にするという方法を計画いたしました。これによりまして、ラッセル車の車庫の移転、先ほどのラッセル車庫への進入、車庫への進入、線路の撤去、それから現在の車庫が八幡町側から入るということから改築が必要となっておりますけれども、4線で踏切を改築するよりも、ここの車庫等の移転をした方が経費的には軽減が図れるということから、今回こういった方法で工事をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(池田喜八郎君) 質疑を行います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 6番 山下明君。
- **〇6番(山下 明君)** 産建の委員会で前ちょっと説明を受けたわけですけれども、ラッセル車 の車庫やけども、これは引き込み線で、通常はそこを通るところではないわけやね、普通の運 行には。ということになると、今の随意契約に関する業者選択の理由には一切当てはまらんの やけど、なぜかというと、接触事故どうのこうのということは、通常その時点では、近くは近 くやけども、全然関係ないところということ、関係ないというか、ふだんは列車が通らないと ころでつくるということですし、それと、作業員の接触事故の多発が頻繁にあるというような ことが書いてあるけれども、現状そういった建築、鉄道の中でどの程度が多発で、現状も本当 に多発しているのかということの把握と、それと、現在、金額がどえらいある。建築工事の中 でも多少違うものも入っておると思うけど、7,900万余が建築工事ということで、この7,900万 が車庫ということでいいんやもんね。そうすると、都合というか、床面積で200坪のところで 7,900万かかるということ、平屋で。7,900万という工事を、この前も少し話が出たんですけれ ども、長良川鉄道で随意契約をやって、事業上、列車の妨害になる可能性もゼロのところで、 とめる必要もない、引き込み線で入ったところ、その工事がなぜ地元の建築業者の中で、次の 段階かもわからんですけども、長良川鉄道から下請といいますか、直接長良川鉄道が建物をつ くるわけでないので、その下請の段階へ、下請というか、本当の工事発注するときに地元業者 に出せないのかという話があったんですけども、その後の結論的なことが聞かされていないと いうことで、社長が、ここに書いてあるけれども、日置敏明社長で、何で郡上市の建物、今の

随意契約の選定理由の中のことには全然関係ないものができるかできないかということで確認 だけをお願いしたいんですけども。

- 〇議長(池田喜八郎君) 井上建設部長。
- **〇建設部長(井上保彦君)** まず建物についてでございますが、直接線路上のところではございませんが、それに隣接、あるいは関連した駅構内で行うということで、長良川鉄道に委託をするものでございます。

それから請負の方法ですけれども、これは長良川鉄道へ委託しまして、長良川鉄道がそれぞれの業者へ入札をいたしまして、そこで決定するということですが、先般の委員会でも御指摘いただいたように、地元業者でできないかという話もございましたので、下請につきましては、ぜひ郡上の業者をお願いしたいということで長良川鉄道へのお願いはしてございます。元請業者が決まってないもんですから、これから長良川鉄道が入札をするわけなんですけれども、その結果で、確約はできませんけれども、長良川鉄道の方へは郡上の業者を極力使っていただくということでお願いがしてございます。

それから接触事故の話ですが、これは国土交通省がそういうことで通達を出したということで、長良川鉄道が多いということではございませんので、よろしくお願いをいたします。以上です。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 6番 山下明君。
- ○6番(山下 明君) そういったことで、今の国土交通省からのそういった関係の通達やけれども、現実にこういった随意契約に関する業者選定の理由ということで、こうやって本当に多いのか少ないのかも把握していない状態で、これをうのみにして国土交通省からの通達やといって、それをどうなのかという意味のことで質問したということで、現実に例えばJRとかそういうところでも本当に頻繁にそういう事故があるんやと。だから、こういうことで精通した人間にやれよと、業者選定をする場合に。ということは、長良川鉄道ではそういうこともなかった、今まではこういった精通した業者にやらせたからなかったという言い方かもわからんけども、過去にどの程度あって、頻繁ということは、多発しておるということは、目に見えてわかる程度あったということなので、それが把握できないような状態なら、こういう文言を地方自治に来るということもちょっとおかしいと思って質問させてもらったんやけども、極力長良川鉄道から地元に行けるような格好でできればということでお願いをして、終わります。
- ○議長(池田喜八郎君) 答弁はよろしいですか。

(「はい」と6番議員の声あり)

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。
- ○15番(清水敏夫君) 挙手をしましたので、一応発言をすることになりますが、今、山下議 員が上手に言っていただいたんで、自分の言うことはあまりないんですが、一つだけ、かつて 踏切を増設する場合の予算のことを思い出したんですが、やはりこれは市の予算でありながら、 長良川鉄道へ委託をせんならんと。長良川鉄道には、そういう建築・建設部門というものは多 分ないもんで、その関連の業界へお願いをしてやってもらうしかないというふうなことを自分 なりに簡単に思っておりまして、今回この3億7,000万という数字を、これは必要なことだか ら当然やらなくてはならないんですが、これが果たして本当に、今、山下君が言いましたけれ ども、随契という形で、果たしてこの金額がやっぱり3億5,700万かかるんかと。それはだれ が証明をするんやと。例えば相見積もりとか、随契の場合でも相見積もりをとったり、特にこ こしかないでここに任せるというやり方はなかなか難しいと思うし、しかも、経費として保守 と監督で4%ずつ、2,646万というものが予算化されておりますし、今の国交省の文面から見 ると、白鳥駅のところで本当に危険であって、その工事はどうしても全部委託で丸投げをしな きゃできない。しかも長良川鉄道株式会社が受けて、あそこで直轄でやってくれるんであれば、 雇用とかいろんなことにつながって自社の売り上げにもなるんやろうけれども、例えば電気信 号工事、いろんな工事があろうかと思いますが、これは郡上の業者ではとてもとても手に負え んのかとか、建築工事も約8,000万、今も話が出ておりましたが、全く関係のないところでや るんであれば、それは分離発注ぐらいしてでもいいが、市のこういう厳しいときですので、や る場合にそういう方法は国交省の指示によってとれないのか。何かそこは特例でこの長良川鉄 道については厳しい財政の中で、しかし安全なものをつくるということは基本でございますが、 そういったことについて、この事業につきまして一応随契で契約をされているということにつ いて、もう少しその辺のところの説明を、今、山下議員の質問で多くはわかりましたけれども、 もうちょっと流れとか、やっぱりこういう理由なんだということが、そして単価はこうなんで すということがちょっと聞きたいような気がしますので、二重になりますが、お願いいたしま す。
- 〇議長(池田喜八郎君) 井上建設部長。
- **〇建設部長(井上保彦君)** まず設計の単価でございますが、これにつきましては市の方で設計 基準に基づきまして設計をしたものでございます。

あと入札の関係ですが、長良川鉄道から次の業者といいますか、専門の業者に対して入札を 行うということでございますが、これにつきましては先ほど言いましたように、運転保安上の 問題とか、それから施設の管理上の問題もありまして、そこの精通した業者に請負工事を出す ということでございますが、しかし、先ほど言われましたように、郡上の業者でできるものに ついては郡上の業者に下請をさせていただくようにお願いはしてございますので、よろしくお 願いをいたしたいと思います。以上です。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 15番 清水敏夫君。
- ○15番(清水敏夫君) わかりました。できれば、お願いではなしに、分離してもらうと、これはこっちやといってやってもらえるんで、お願いというものは聞いてもらえた段階で発注することやもんですから、どうかその辺、何とかそういう意味で、せっかく白鳥で行われる仕事やで要請をしていただいて、地域もかかわって、この仕事がやってもらってよかったなあ、何か全部よそから来てやっていってしまわしたわ、3億円持っていかれたではなしに、そういう意味でのことも精いっぱい配慮をしていただきたいということを要望して、終わります。
- 〇議長(池田喜八郎君) そのほか質疑は。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。
- ○4番(野田龍雄君) 今お話の中で大分わかったんですけど、単価の話が出ましたので、これは恐らく産業建設委員会でその話が出たというふうに思うんですが、私たち聞いておりませんので、できましたら概要をより理解するために、その単価についてお知らせをいただきたいと思います。
- 〇議長(池田喜八郎君) 井上建設部長。
- ○建設部長(井上保彦君) 単価といいますか、工事の概要ですが、土木工事とか建築工事という単位での数字を申し上げますが、まず土木工事ですと2,516万円、建築工事が7,940万円、軌道工事につきましては6,874万円、電気信号工事につきましては1億5,634万円、先ほど言いました熱風発生機ですが、これが129万円で、工事の計が3億3,093万円、それからあと保守管理費・監督事務費で4%ということで1,323万円それぞれ計上して、合計が3億5,739万円ということでございます。

なお、人夫だとか、そういったのは通常のうちの方、いわゆる市が発注する工事に基づきます単価表にないものは、建設物価という共通の単価が出ているところがございますが、そういったものから単価を拾い出して積算をしてございます。以上です。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 6番 山下明君。
- ○6番(山下 明君) 先ほどの質問でわかりましたという人も見えたんですけれども、逆にその単価のことの積算を郡上市で出して、見積もりをやったということでさっき説明があったんやけれども、例えば今の建築工事のところとか電気信号工事、これが1億五千どれだけとある

んやけども、電気信号工事の構内の中でやる工事をどんな単価でという、それこそ今の話、国 交省の絡みがあったり、こういう危険なところ、とめてはいけない、運行の支障にならないよ うにするようなことも含めてやると、この単価を市でできるはずがないと思うんやけれども、 こんなことが、感覚的に。1億5,600万をどうやって積み上げてきたということがわからんと 思うんやね、これは。これは先ほどの話のように、もうある程度金額はこれだけかかると、こ れだけのものを随契の中で相手方から示されたものでなけりゃわからんと思うね、これは。電 気信号とか、熱風発生機とか、こんなものぐらいは大体感覚的に単価を拾ってきて出せるけど も、それとか土木工事の何とかピットとか、そんなものが何本要るからどうのこうのというん やったら拾えるけども、この工事の普通では比べようのないものの単価をどうやって出したん か、信号とかその辺のことは。

- 〇議長(池田喜八郎君) 井上建設部長。
- **〇建設部長(井上保彦君)** 電気工事等につきまして、議案書の2ページのところに書いてございますが、それぞれ機種等とか、機械の規格等ございますが、当然、長良川鉄道と相談しながらやった部分もありますけれども、これをもとに見積もりとか単価がございますので、それに基づいて積算をしたということで、数量についてはコンサル等で積算したものを使ったということでございます。うちの方で数量まで積算したものではございませんが。
- ○議長(池田喜八郎君) そのほか質疑ありますか。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 12番 武藤忠樹君。
- ○12番(武藤忠樹君) その資料は、この前、産建委員会にかかったときに全員の議員に配るように要請しておったものですから、要請したことについては必ずやってくださいね。先ほど言いました資料は、全議員のポストへ入れるようにという話をしておきましたので、そういったことは、決めたことはしっかり守ってください。

(「入っとるんや」と呼ぶ者あり)

- **〇12番(武藤忠樹君)** 入っとらんと言いよった。
- **〇議長(池田喜八郎君)** 各レターケースに配付してあるそうでございますので。

(挙手する者あり)

- 〇議長(池田喜八郎君) 7番 山田忠平君。
- ○7番(山田忠平君) 議事進行で、今言われるように、細かく積算まで入っていくと、なかなかここではわかりませんが、いずれにしましても、社長は郡上市の市長、日置市長であります。極力このことにつきましては、地元の業者、あるいはそういった地元に還元できるような形で最大限努力をしていただいて事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(池田喜八郎君) よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) それでは、質疑を終結し、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第191号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第191号は原案のとおり可とする ことに決定をいたしました。

◎議案第192号及び議案第193号について(提案説明・委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。日程23、議案第192号 財産の無償譲渡について(中西地区コミュニティ消防センター敷地)と日程24、議案第193号 財産の無償譲渡について(旧黒古コミュニティセンター)の2件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第192号と議案第193号の2件を一 括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いい たします。

山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) それでは、議案第192号につきまして御説明させていただきます。
財産の無償譲渡について(中西地区コミュニティ消防センター敷地)でございます。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、 議会の議決を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産でございますが、土地、所在は郡上市白鳥町中西2407番地2、地目、宅地、地積、389.12平米でございます。この場所ですが、表紙をはねていただきますと、資料ということで位置図を入れてございます。左下に白鳥市民球場、ちょっと字が小さくて恐縮ですが、郡上市合併記念公園というのを見てとっていただけるかと思いますが、そこから北西といいますか、中西地内にあります集会施設で、中西地区コミュニティ消防センターという建物がございます。建物自身につきましては、さきの21年12月の議会におきまして、行政財産から普通財産

に一たん移させていただき、ことしの3月、さらにその建物の使用につきましては自治会の方へ無償で使っていただけるというような形で、契約に基づきそういう形での手続もとらせていただきました。今回、戻っていただきまして、譲渡の相手方ですが、白鳥町中西584番地21、中西自治会、自治会長 長沼昌彦、譲渡の理由としまして、土地の効率活用及び自治組織の活性化を図るためというふうにしてございますが、このほど自治会の方で地縁団体を設立されて、財産の取得ができるというような位置づけになりまして、さらに自治会の方から土地の払い下げにつきましても申し出があったということで、今回この議案をお願いし、議決をしていただきたいということでございます。

なお、このことにつきましては、公の施設の短期見直しの中でもともと自治会の方で集会施 設は管理しておられるという背景の中で、極力、地元の方へそういう管理をゆだねるというよ うな経緯の一環で進めておるものでございます。

続きまして、議案第193号でございます。同じく財産の無償譲渡について(旧黒古コミュニティセンター)でございます。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、 議会の議決を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

譲渡する財産ですが、建物、所在ですが、白鳥町為真149番地1、構造は鉄骨づくり平家建て、床面積が169.55平米、譲渡の相手方が白鳥町白鳥33番地17、社会福祉法人ぶなの木福祉会、理事長 佐々木元、譲渡の理由ですが、建物の効率活用及び障がい者福祉増進を図るためということにしてございます。

表紙をはねていただきますと、建物の位置及びどういうものかということで写真を入れてございます。場所としましては、白鳥の市街地手前の中部縦貫自動車道の交差する手前のところを左に国道156号から入ったところ、大島駅の北側にあるということで、これにつきましては、従前、為真地区の黒古コミュニティセンター、集会施設ということで使っておっていただきましたが、このことにつきましても、21年3月に行政財産から普通財産へ移しがえをさせていただいたというものでございます。建物は、施設の概要としまして、平成7年1月につくらせていただいたということで、鉄骨づくり1階建て、平家建てということで、事業費、それから事業名を上げてございますが、当時、白鳥町の単独集会所整備事業、地総債ですが、地域総合整備事業債を使わせていただいたと。起債につきましては平成16年に償還済みという内容のものでございます。ただし、この土地につきましては民地ということで借りておったわけなんですが、前にも御説明しましたが、地域では借地料がほかにも施設があるということで、いわゆる負担になるということから、地元ではこの施設は要しないという決定もいただき、その後、市でその辺の活用について検討といいますか、相談をしておったわけなんですけれども、その後、

昨年の7月から、ぶなの木福祉会の方で無償で使っておっていただいておるという経緯のものでございます。福祉会につきましては、北部での障がい者のそういう福祉サービスを展開しておられるということで、県からも障害者自立支援法に基づくサービス事業者の指定を受けておられるという公共的な団体でもあるというような経緯の中で、このほど当福祉会から市に無償譲渡での払い下げの申請が出てきたという状況の中で、市のそういう障がい者の福祉計画にも合致しておるというような観点の中で、無償で譲渡することについて議会の議決をお願いしたいという内容のものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。ただいま説明がありました2件につきましては、 議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、所管の総務常任 委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の総務常任委員会に付託いたしました議案第192号と議案第193号の2件については、会議規則第46条第1項の規定により、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第192号と議案第193号の2件については、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第194号について(提案説明・委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) 日程25、議案第194号 市道路線の認定についてを議題といたします。 説明を求めます。

井上建設部長。

○建設部長(井上保彦君) 議案第194号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。平成22年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号が3-0185、路線名が長藤線、区間といたしまして、郡上市白鳥町白鳥字長藤、終 点も同じく郡上市白鳥町白鳥字長藤でございます。

1ページおめくりいただきまして、ごらんいただきたいと思いますが、これにつきましては、 道路の新設によります路線の認定をお願いするものでございます。 さらに1ページおめくりいただきまして、ここに位置図が出ておりますが、場所につきましては、白鳥町の先ほどお認めいただきました白鳥第1踏切の北側のところの路線でございます。 2ページをごらんいただきますとよくわかるかと思いますが、白鳥町合併30周年記念公園というのがございますが、そこの前のところの道路、これは市道曽部地線でございますが、そこのところから北の方へ新たに市道を開設するというものでございます。 開設延長が36メーター、幅5メーターの道路でございますが、認定では90.8メートルとなってございますが、曽部地線につきましては、ここの2ページの図面でいきますと、丸の中に十字があるんですが、ここが旧白鳥第1踏切ですが、ここが廃止するということで、曽部地線が寸断されるということから、曽部地線と、それから新たな路線をまとめまして、起点を現在の市道曽部地線から線路のところで90度折れまして新たな道路、36メートル分を認定いただきまして、90.8メーター分を市道長藤線として認定をいただきたいというものでございます。以上です。

○議長(池田喜八郎君) お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第194号については、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第194号は、議案付託表のとおり、 産業建設常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

ただいま所管の産業建設常任委員会に付託しました議案第194号につきましては、会議規則 第46条第1項の規定により、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第194号については、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議報告第19号について

○議長(池田喜八郎君) 日程26、議報告第19号 諸般の報告について。

議員派遣報告が別紙の写しのとおり報告がありましたので、お目通しをいただき、報告にか えます。

◎議報告第20号について

○議長(池田喜八郎君) 日程27、議報告第20号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、

報告にかえます。

11月26日までに受理しました請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、それぞれ 所管の委員会に付託いたしましたので、報告をいたします。

◎散会の宣告

○議長(池田喜八郎君) 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。 本日はこれにて散会をいたします。どうも御苦労さんでございました。

(午後 3時46分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 田中和幸

郡上市議会議員 田中康久

議 案 付 託 表

平成22年第8回郡上市議会定例会(12月定例)

委員会	議案番号	件名		
総常委員会	第173号	郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について		
	第174号	大和ふれあいの家 (集団宿泊研修施設) の設置及び管理に関する条例 を廃止する条例について		
	第175号	郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について		
	第176号	郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 例について		
	第192号	財産の無償譲渡について (中西地区コミュニティ消防センター敷地)		
	第193号	財産の無償譲渡について (旧黒古コミュニティセンター)		
産業建設 常 任 委員会	第189号	訴えの提起について (市営住宅明渡し等請求)		
	第194号	市道路線の認定について		
文教民生常 任委員会	第174号	大和ふれあいの家 (集団宿泊研修施設) の設置及び管理に関する条例 を廃止する条例について		
	第175号	郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について		
	第176号	郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例について		
	第188号	郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について		

請願 文書表

平成22年第8回郡上市議会定例会(12月定例)

受理 番号	受 理 年月日	件名及び要旨	請願者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請願	平成22年	件名: 再び戦争と暗黒 政治を許さないための 請願書 要旨:別紙写しのとお り	関市南貸上10-3 治安維持法犠牲者国家賠 償要求同盟 代表 古田 信一	野田龍雄	総 務常任委員会
請願 4	平成22年 11月26日	件名: TPPの参加に 反対する請願 要旨: 別紙写しのとお り	美並町大原535番地4 郡上農民組合 代表者 河合 潔	野田龍雄	産業建設常任委員会